

河内長野市第7期障がい福祉計画
河内長野市第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

河内長野市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の基本的な考え方	4
5 計画の策定体制	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	6
1 河内長野市における現況	6
2 障がい福祉サービス等の実施状況と課題	9
3 アンケート調査結果	22
4 ヒアリング調査結果	41
第3章 成果目標の設定	45
1 第7期障がい福祉計画における成果目標	45
2 第3期障がい児福祉計画における成果目標	57
第4章 障がい福祉サービス等の内容と見込み	61
1 障がい福祉サービス等の見込量	61
2 障がい福祉サービス等の見込量（障がい児支援）	72
3 地域生活支援事業の見込量	75
4 その他の取組み	81
第5章 計画の推進に向けて	83
1 計画の進行管理	83
2 計画推進体制の充実	83
参考資料	84
1 策定体制と経過	84
2 用語の解説	90



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念とした取組みが進められています。

河内長野市（以下「本市」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、平成30年3月に「河内長野市第3次障がい者長期計画」、令和3年3月に「河内長野市第6期障がい福祉計画」及び「河内長野市第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。

このたび「河内長野市第6期障がい福祉計画」及び「河内長野市第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「自立と共生の社会の実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会に」を念頭に、次期計画である「河内長野市第7期障がい福祉計画」及び「河内長野市第3期障がい児福祉計画」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「河内長野市第7期障がい福祉計画」及び「河内長野市第3期障がい児福祉計画」(以下「本計画」)は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者(児)福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

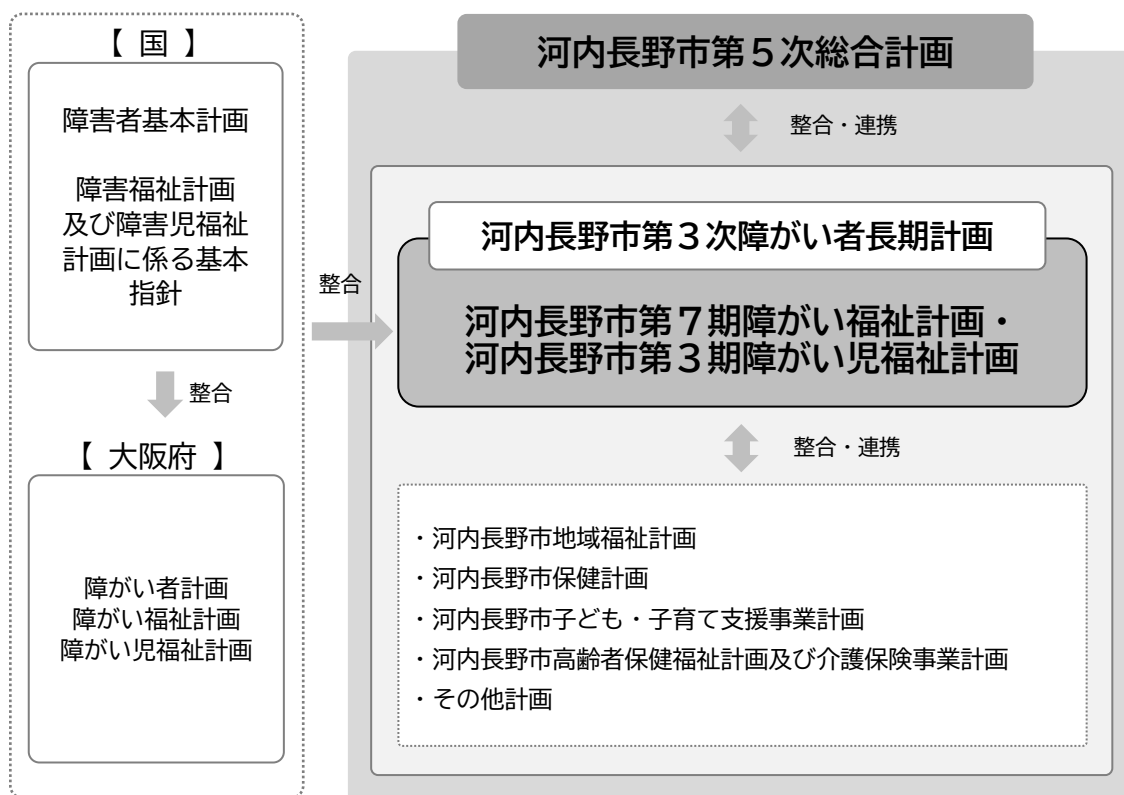
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次)障害者基本計画(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針(都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
大阪府	第4次大阪府障がい者計画	第7期大阪府障がい福祉計画・第3期大阪府障がい児福祉計画	
河内長野市	第3次障がい者長期計画	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。	「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障がい者地域生活移行 ・一般就労移行 ・就労選択支援 ・地域生活支援事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援

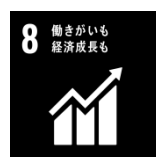
(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「河内長野市第5次総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「河内長野市第4次地域福祉計画」、「河内長野市保健計画」、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」、「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び大阪府が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



河内長野市では、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組みを推進するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
長期計画 障がい者	第3次（R1-R9）						次期計画		
福祉計画 障がい	第6期			第7期			次期計画		
福祉計画 障がい児	第2期			第3期			次期計画		

4 計画の基本的な考え方

本計画は、「河内長野市第3次障がい者長期計画」の福祉サービス施策等についての実施計画的な位置づけであり、障害者基本法を踏まえ、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を推進します。

また、「河内長野市第3次障がい者長期計画」と同様の考え方を基本におき、障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関等との協力・連携体制のもと、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

【基本理念】

**自立と共生の社会の実現、
障がい者が地域で安心して暮らせる社会に**

【基本方針】

① 共に生きる社会

障がいの有無や程度に関わらず、すべての人が分け隔てられることなく、お互いに支えあい、共に生活を送ることができる地域社会をめざすこと。

② 障がいのある人の権利擁護

すべての人の人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らせる地域社会をめざすこと。

③ 自立と社会参加

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野において、積極的に参加・交流するなど、自立した活動ができる地域社会をめざすこと。

|| 5 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「河内長野市障がい者施策推進協議会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障がい者手帳所持者へのアンケート調査及び障がい者団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施しました。



第2章

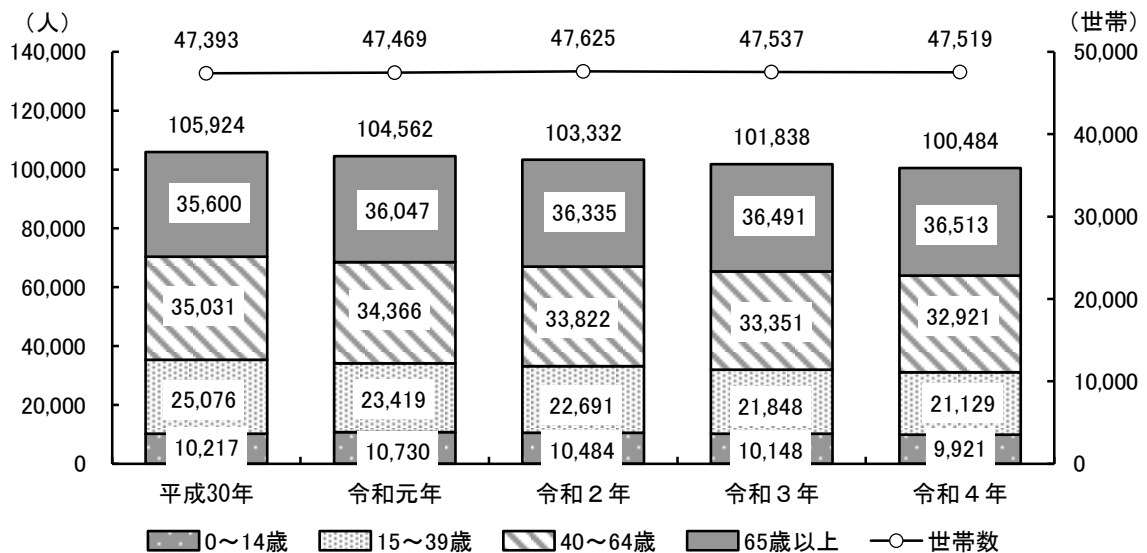
障がいのある人を取り巻く状況

1 河内長野市における現況

(1) 人口の推移

河内長野市の人口は、年々減少し続けており、令和4年においては、100,484人と近年で最も低くなっています。年齢別で見ると、65歳以上の人口が最も多く、年々増加し続けており、高齢化が進行しています。

人口総数及び年齢階層別人口と世帯数の推移



資料：住民基本台帳人口調べ（各年12月末現在）

(2) 障がいのある人の状況

① 身体障がいのある人

身体障がい者手帳の所持者数は、平成29年の4,308人をピークとし、年々減少し続けています。障がい種別で見ると、肢体不自由と内部障がいが多くなっています。

身体障がい者手帳所持者数

単位：人

	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	内部障がい
平成 29(2017)年	4,308	2,445	256	341	49	1,217
平成 30(2018)年	4,236	2,382	249	332	53	1,220
令和元(2019)年	4,221	2,345	237	331	49	1,259
令和 2(2020)年	4,160	2,274	225	329	50	1,282
令和 3(2021)年	4,119	2,234	224	324	51	1,286
令和 4(2022)年	4,042	2,165	232	331	52	1,262
令和 5(2023)年	3,995	2,103	239	332	58	1,263
0～17歳	57	32	2	10	0	13
18歳以上	3,938	2,071	237	322	58	1,250

(各年3月末現在)

② 知的障がいのある人

療育手帳の所持者数は、年々増加し続けており、令和5年には952人と最も多くなっています。

障がい程度別では、A（重度）が最も多くなっています。また、B2（軽度）は6年間で75人増加し、増加率は29.5%となっています。

療育手帳所持者数

単位：人

	総数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成 29(2017)年	820	393	173	254
平成 30(2018)年	842	393	175	274
令和元(2019)年	871	404	176	291
令和 2(2020)年	883	404	181	298
令和 3(2021)年	898	407	182	309
令和 4(2022)年	918	411	182	325
令和 5(2023)年	952	417	206	329
0～17歳	241	88	41	112
18歳以上	711	329	165	217

(各年3月末現在)

③ 精神障がいのある人

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年まで増加し続け、6年間で395人増加し、1,262人となりました。また、自立支援医療（精神通院）受給者は、平成30年より大きく増加し、平成29年から999人増え、令和4年には2,290人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者数】

単位：人

	総数	1級	2級	3級	自立支援医療 (精神通院) 受給者数
平成29(2017)年	867	83	597	187	1,291
平成30(2018)年	937	80	650	207	1,387
令和元(2019)年	999	80	667	252	2,104
令和2(2020)年	1,027	75	674	278	2,222
令和3(2021)年	1,084	78	707	299	1,438
令和4(2022)年	1,186	83	765	338	2,167
令和5(2023)年	1,262	92	816	354	2,290
0～17歳	64	0	11	53	
18歳以上	1,198	92	805	301	

(各年3月末現在)

④ 障がい支援区分認定者の状況

障がいの多様な特性、その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障がい支援区分」認定の状況は、ほぼ横ばいとなっています。障がい種別で見ると、身体障がい者は区分6、知的障がい者は区分3、精神障がい者は区分2に該当する人が多くなっています。

【障がい支援区分認定調査の状況】

単位：人

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成29(2017)年	602	10	118	158	109	100	107
平成30(2018)年	632	9	133	165	118	96	111
令和元(2019)年	728	12	143	166	169	127	111
令和2(2020)年	674	12	151	160	133	106	112
令和3(2021)年	665	13	147	157	121	115	112
令和4(2022)年	671	8	159	156	119	114	115
令和5(2023)年	644	10	158	148	109	106	113
身体障がい者	116	0	5	25	19	20	47
知的障がい者	381	3	54	92	80	86	66
精神障がい者	144	5	99	30	10	0	0
難病	1	0	0	1	0	0	0

(各年3月末現在)

2 障がい福祉サービス等の実施状況と課題

(1) 成果目標の達成状況と課題

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域移行については、令和4年度までに2人移行していますが、目標としていた6人には達していません。一方で、施設入所者数の削減については、当初において2人削減を目標としていましたが、2人削減しています。

施設入所者において重度化が進み、地域移行が困難な入所者が増えているとともに、地域生活における支援体制が十分に確保できないこと等から、地域生活への移行者数が少ない状況にあります。引き続き、施設入所者の状況やニーズの把握に努め、関係機関との連携を図っていく必要があります。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
地域生活への移行者数 (計画期間内の累計人数)	5人	6人	0人 (2人)
施設入所者数の削減人数	4人	2人	2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における1年以上長期入院患者数については、当初において95人を目標としていましたが、令和4年度時点で90人となっています。しかし、長期入院患者の地域生活への移行者数については、当初において1人を目標としていましたが、令和4年度時点で下回っています。

長期入院患者の地域生活への移行については、引き続き、長期入院患者の状況やニーズの把握に努め、関係機関と連携していく必要があります。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
精神病床から退院後1年以内の 地域における平均生活日数	—	316日以上	—
精神病床における1年以上の 長期入院患者数	100人	95人	90人
長期入院患者の地域生活への移 行に伴う基盤整備量(利用者数)	—	1人	0人

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所	1か所
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	12回/年	12回/年	4回/年
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加人数	120人/年	120人/年	24人/月
保健、医療、福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
地域移行支援の利用者数	1人	2人	1人
地域定着支援の利用者数	0人	1人	0人
共同生活援助の利用者数	9人	10人	29人
自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人

③ 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の地域での生活を支援するため、本市では、南河内南（河内長野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）の3市2町1村の圏域で地域生活支援拠点等を整備しています。

今後も、障がい者の地域での生活を支えるために必要な機能を検討し、その充実に努めていきます。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
地域生活支援拠点等の整備	圏域で設置： 1か所	圏域で設置： 1か所	圏域で設置： 1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	3回/年	3回/年	3回/年

④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数、一般就労移行者における就労定着支援利用者割合については、当初目標値より下回る状況ですが、就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所、就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、当初目標値より上回る状況となっています。

今後も、ハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図るとともに、就労後の適切な支援に努めていきます。

項目	第6期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
一般就労への移行者数	13人	19人	15人
就労移行支援事業	7人	10人	9人
就労継続支援A型	0人	1人	3人
就労継続支援B型	6人	8人	3人
一般就労移行者における 就労定着支援利用者割合	未集計	7割以上 (13人)	6割
就労定着支援率8割以上の 就労定着支援事業所	実績無	7割以上	10割
就労継続支援（B型）事業所に おける工賃の平均額	16,488円	19,731円	20,468円

⑤ 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化についての項目については、当初目標値より上回る状況となっています。

引き続き、相談支援事業者と保健、医療、福祉サービス事業者などの関係機関との連携や、利用者及び地域の障がい福祉サービス事業者や相談支援機関等の社会的基盤の整備の状況を的確に把握し、相談支援体制の充実・強化に努めていきます。

項目	第6期計画	
	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10回/年	29回/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10回/年	11回/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回/年	14回/年

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組み体制の構築についての各項目は、当初目標値より上回る状況となっています。

引き続き、国及び大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加を行うとともに、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する担当課との協力・連携に努めていきます。

項目	第6期計画	
	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
大阪府の実施する研修への市職員の参加人数	1人	7人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	1回/年
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有	4回/年

⑦ 発達障がい者等に対する支援

支援プログラム等の受講者、ペアレントメンターの人数については、当初目標値より下回る状況ですが、ピアサポートの活動への参加人数については、当初目標値より上回る状況となっています。

引き続き、発達障がい者等に対する支援について、関係機関等とも連携を図りながら、支援の充実に努めていきます。

項目	第6期計画	
	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
支援プログラム等の受講者数	10人	6人
ペアレントメンターの人数	2人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	29人

(2) 障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

障がい児福祉計画の成果目標については、各項目において当初の目標を達成しています。

引き続き、障がい児の支援について、教育・保育機関、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等と緊密な連携を図り、障がい児支援の充実に努めていきます。

項目	第2期計画		
	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績 令和4年度
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	3か所	5か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	圏域内に1か所	圏域内に1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	2か所	2か所	3か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	福祉関係1人 医療関係1人

(3) 障がい福祉サービスの利用状況

① 訪問系サービスの状況

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体	70	69	70	69	70	68
		知的	66	65	67	66	68	65
		精神	103	93	106	89	109	87
		障がい児	24	15	25	16	26	16
		合計	263	242	268	240	273	236
	量の見込み [時間/月]	身体	2,400	1,925	2,400	1,905	2,400	1,934
		知的	1,000	967	1,072	974	1,104	989
		精神	1,280	1,235	1,310	1,260	1,340	1,279
		障がい児	535	361	540	368	545	374
		合計	5,215	4,488	5,322	4,507	5,389	4,576
重度訪問 介護	利用者数 [人/月]	身体	31	29	32	26	33	26
		知的	0	1	0	1	0	1
		精神	0	1	0	1	0	1
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	31	31	32	28	33	28
	量の見込み [時間/月]	身体	1,900	2,392	1,950	2,222	2,000	1,970
		知的	0	83	0	75	0	66
		精神	0	39	0	5	0	4
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	1,900	2,514	1,950	2,302	2,000	2,040
同行援護	利用者数 [人/月]	身体	47	36	49	37	51	35
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	47	36	49	37	51	35
	量の見込み [時間/月]	身体	1,420	900	1,440	987	1,460	969
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	1,420	900	1,440	987	1,460	969
行動援護	利用者数 [人/月]	知的	26	26	27	34	28	37
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	8	5	8	5	8	5
		合計	34	31	35	39	36	42
	量の見込み [時間/月]	知的	415	458	420	602	425	619
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	85	58	90	50	95	51
		合計	500	516	510	652	520	670
重度障がい者 等包括支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み [時間/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

② 短期入所の状況

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
短期入所	利用者数 [人/月]	身体	8	4	8	4	8	3
		知的	38	22	39	23	40	20
		精神	1	0	1	0	1	0
		障がい児	9	7	9	6	9	5
		合計	56	33	57	33	58	28
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	34	30	34	22	34	20
		知的	233	117	236	123	239	112
		精神	1	0	1	0	1	0
		障がい児	26	24	26	20	26	18
		合計	294	171	297	165	300	150

③ 日中活動系サービスの状況

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	利用者数 [人/月]	身体	57	53	57	53	57	54
		知的	205	192	212	206	220	208
		精神	6	5	7	8	8	8
		合計	268	250	276	267	285	270
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	900	846	900	812	900	824
		知的	3,895	3,771	4,028	4,035	4,180	4,096
		精神	32	41	34	77	36	78
		合計	4,827	4,658	4,962	4,924	5,116	4,998
自立訓練	利用者数 [人/月]	身体	1	1	1	0	1	0
		知的	4	3	4	2	4	1
		精神	13	10	15	4	16	3
		合計	18	14	20	6	21	4
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	20	2	20	0	20	0
		知的	70	58	70	42	70	31
		精神	180	187	200	53	220	39
		合計	270	247	290	95	310	70
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体	2	1	2	1	2	1
		知的	9	7	10	7	11	8
		精神	16	17	17	19	17	20
		合計	27	25	29	27	30	29
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	17	8	17	17	17	17
		知的	100	128	103	137	108	139
		精神	263	290	270	295	275	301
		合計	380	426	390	449	400	457

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	身体	12	14	12	11	12	12
		知的	8	12	8	12	9	13
		精神	33	40	35	34	38	36
		合計	53	66	55	57	59	61
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	240	270	240	208	240	220
		知的	122	208	122	219	130	232
		精神	540	722	560	634	590	672
		合計	902	1,200	922	1,061	960	1,124
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	身体	33	36	33	37	33	40
		知的	151	154	153	161	155	174
		精神	100	112	105	126	110	136
		合計	284	302	291	324	298	350
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	560	565	560	595	560	640
		知的	2,800	2,892	2,900	3,001	3,000	3,230
		精神	1,400	1,648	1,450	1,946	1,500	2,095
		合計	4,760	5,105	4,910	5,542	5,060	5,965
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	1	0	1	0
		知的	4	4	5	4	6	5
		精神	5	5	6	5	6	6
		合計	9	9	12	9	13	11
療養介護	利用者数 [人/月]	合計	10	9	10	9	10	9

④ 居住系サービスの状況

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 [人/月]	身体	8	9	8	8	8	9
		知的	114	124	114	130	118	141
		精神	9	12	9	18	10	20
		合計	131	145	131	156	136	170
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体	24	23	24	21	24	21
		知的	75	77	74	77	73	77
		精神	0	0	0	0	0	0
		合計	99	100	98	98	97	98
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	1	0
		合計	0	0	0	0	1	0

⑤ 相談支援の状況

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体	15	27	16	25	17	26
		知的	31	82	32	87	33	92
		精神	22	58	24	82	26	102
		障がい児	1	1	1	2	1	2
		合計	69	168	73	196	77	222
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	1	1	1	0	2	0
		合計	1	1	1	0	2	0
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	1	0	1	0	1	0
		精神	0	0	0	0	1	0
		合計	1	0	1	0	2	0

(4) 障がい児福祉サービスの利用状況

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	利用者数[人/月]	90	112	92	168	94	213
	延べ利用日数[人日分/月]	610	644	630	925	650	1,171
医療型 児童発達支援	利用者数[人/月]	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数[人日分/月]	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数[人/月]	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数[人日分/月]	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数[人/月]	440	500	460	638	480	688
	延べ利用日数[人日分/月]	3,670	4,026	3,800	5,075	3,920	5,504
保育所等 訪問支援	利用者数[人/月]	32	29	34	41	35	47
	回/月	32	35	34	50	35	57
障がい児 相談支援	利用者数[人/月]	33	87	35	118	37	150

(5) 地域生活支援事業の利用実績

① 相談支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	か所	4	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	無	無	無	無	無	有

② 理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 成年後見制度

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	1	2	1	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

④ 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	実利用件数[件/年]	260	265	270	304	280	344
	実利用時間[時間/年]	460	314	480	392	500	474
要約筆記者派遣事業	実利用件数[件/年]	10	21	10	19	10	27
	実利用時間[時間/年]	35	39	35	40	35	77
手話通訳者設置事業	実設置者数[人/年]	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数[人/年]	11	5	13	11	15	25

⑤ 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	5	9	5	10	5	9
自立生活支援用具	件/年	23	20	23	20	23	24
在宅療養等支援用具	件/年	20	13	22	39	23	12
情報・意思疎通支援用具	件/年	23	34	23	43	23	36
排泄管理支援用具	件/年	3,000	2,531	3,200	2,351	3,400	2,828
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1	3	1	2

⑥ 移動支援事業

サービス名	単位	対象	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
移動支援事業	利用者数 [人/月]	身体	60	53	60	54	60	50
		知的	140	79	144	88	150	82
		精神	49	47	57	51	67	47
		障がい児	28	20	28	17	28	16
		合計	277	199	289	210	305	195
	量の見込み [時間/月]	身体	17,200	16,326	17,200	11,747	17,200	13,138
		知的	21,280	10,495	21,888	12,509	22,800	13,991
		精神	4,998	5,200	5,814	6,609	6,834	7,392
		障がい児	1,922	2,134	1,922	1,211	1,922	1,354
		合計	45,400	34,155	46,824	32,076	48,756	35,875

⑦ 地域活動支援センター

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
地域活動支援センター機能強化事業	設置か所数[か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数[人/年]	20	20	20	20	20	20

3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

河内長野市第7期障がい福祉計画・河内長野市第3期障がい児福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

障がい者手帳所持者を対象

③ 調査期間

令和5年6月8日～令和5年6月30日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	395 通	39.5%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のもので網かけをしています。(無回答を除く)
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。また、クロス集計において回答者数が1桁の場合は、コメントを差し控えています。

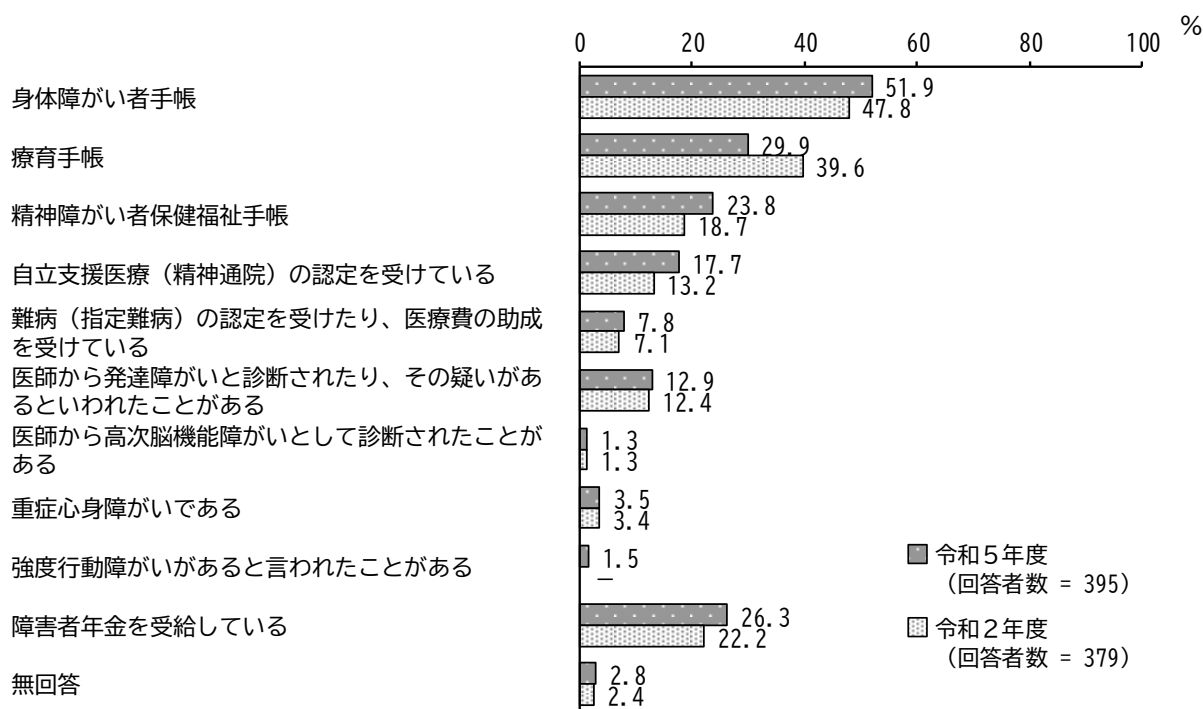
(2) 調査結果

① 回答者属性

ア 障がい者手帳の種類、特定疾患の医療費助成、発達障がいの診断などについて

「身体障がい者手帳」の割合が51.9%と最も高く、次いで「療育手帳」の割合が29.9%、「障害者年金を受給している」の割合が26.3%となっています。

令和2年度と比較すると、「精神障がい者保健福祉手帳」の割合が増加しています。一方、「療育手帳」の割合が減少しています。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、精神障がいで「自立支援医療（精神通院）の認定を受けている」「医師から発達障がいと診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある」「障害者年金を受給している」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数（件）	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	自立支援医療（精神通院）の認定を受けている	難病（指定難病）の認定を受けたり、医療費の助成を受けている
全体	395	51.9	29.9	23.8	17.7	7.8
身体障がい	205	100.0	11.2	3.9	2.9	12.2
知的障がい	118	19.5	100.0	7.6	7.6	7.6
精神障がい	94	8.5	9.6	100.0	64.9	3.2

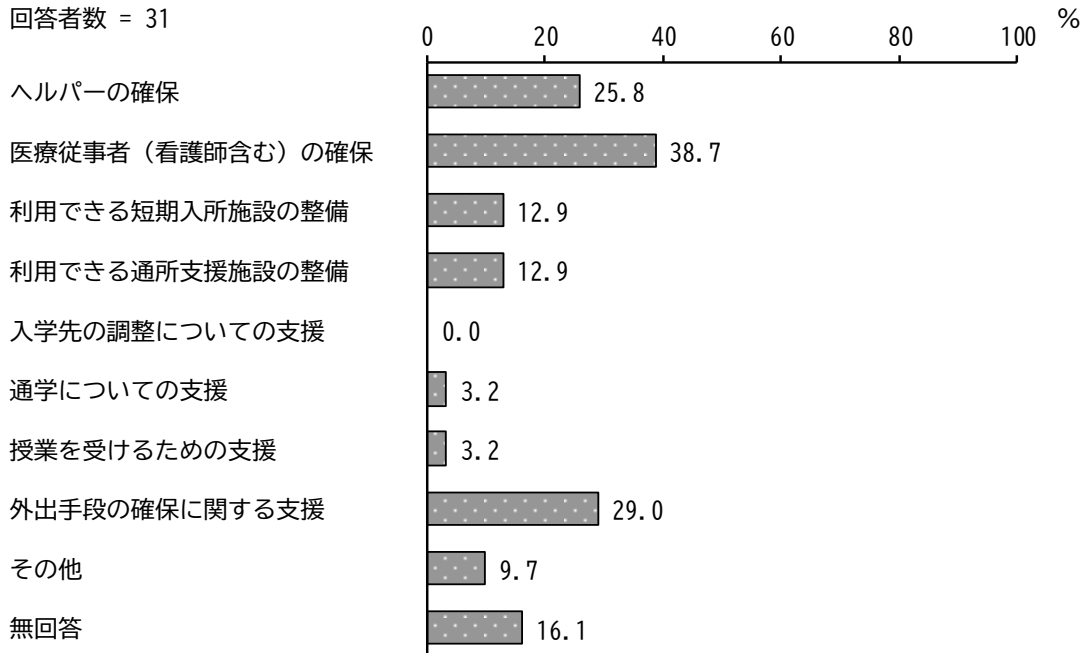
区分	医師から発達障がいと診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある	医師から高次脳機能障がいとして診断されたことがある	重症心身障がいである	強度行動障がいがあると言われたことがある	障害者年金を受給している	無回答
全体	12.9	1.3	3.5	1.5	26.3	2.8
身体障がい	1.5	2.0	5.4	—	19.0	—
知的障がい	22.0	0.8	9.3	4.2	29.7	—
精神障がい	27.7	3.2	1.1	1.1	45.7	—

※複数回答のため、合計が100%を超えます。

イ 医療的ケアに必要な支援

「医療従事者（看護師含む）の確保」の割合が38.7%と最も高く、次いで「外出手段の確保に関する支援」の割合が29.0%、「ヘルパーの確保」の割合が25.8%となっています。

回答者数 = 31



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、大きな差はみられません。

単位：%

区分	回答者数 (件)	ヘルパーの確保	医療従事者（看護師含む）の確保	利用できる短期入所施設の整備	利用できる通所支援施設の整備	入学先の調整についての支援	通学についての支援	授業を受けるための支援	外出手段の確保に関する支援	その他	無回答
全体	31	25.8	38.7	12.9	12.9	—	3.2	3.2	29.0	9.7	16.1
身体障がい	27	22.2	40.7	14.8	14.8	—	3.7	3.7	25.9	11.1	18.5
知的障がい	6	33.3	50.0	33.3	33.3	—	16.7	16.7	66.7	—	—
精神障がい	3	33.3	33.3	—	—	—	—	—	33.3	—	—

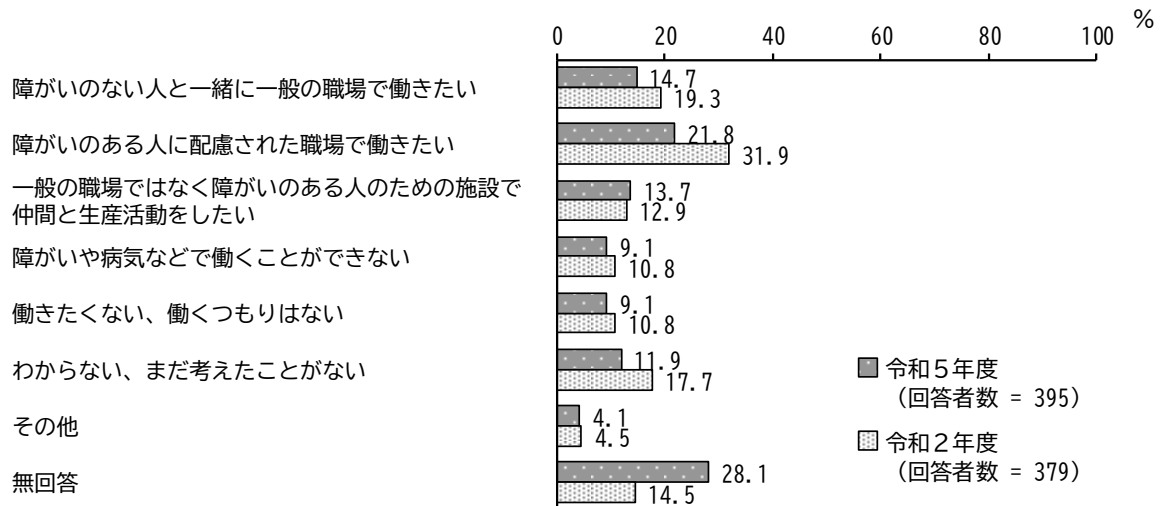
※複数回答のため、合計が100%を超えます。

② 日中の活動や社会参加について

ア 今後、希望する働き方について

「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」の割合が21.8%と最も高く、次いで「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」の割合が14.7%、「一般の職場ではなく障がいのある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」の割合が13.7%となっています。

令和2年度と比較すると、「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」「わからない、まだ考えたことがない」の割合が減少しています。

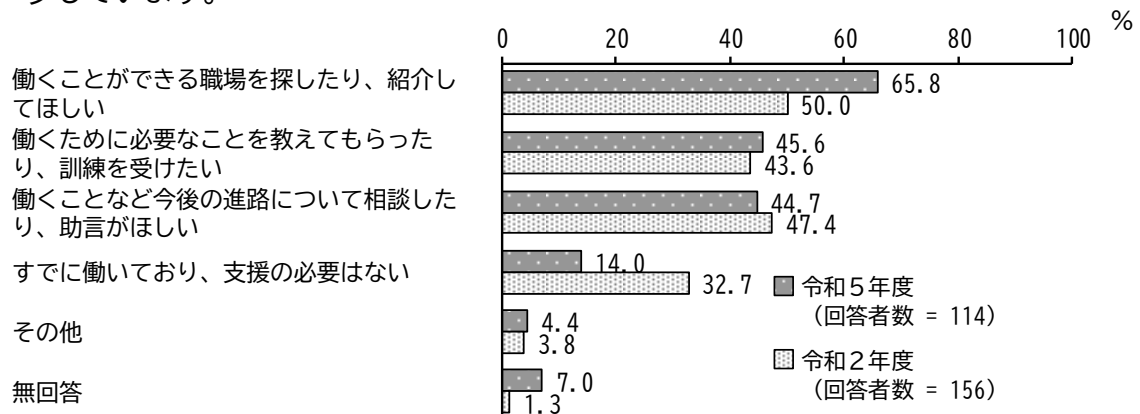


※複数回答のため、合計が100%を超えます。

イ 仕事に就くために必要な支援

「働くことができる職場を探したり、紹介してほしい」の割合が65.8%と最も高く、次いで「働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい」の割合が45.6%、「働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほしい」の割合が44.7%となっています。

令和2年度と比較すると、「働くことができる職場を探したり、紹介してほしい」の割合が増加しています。一方、「すでに働いており、支援の必要はない」の割合が減少しています。

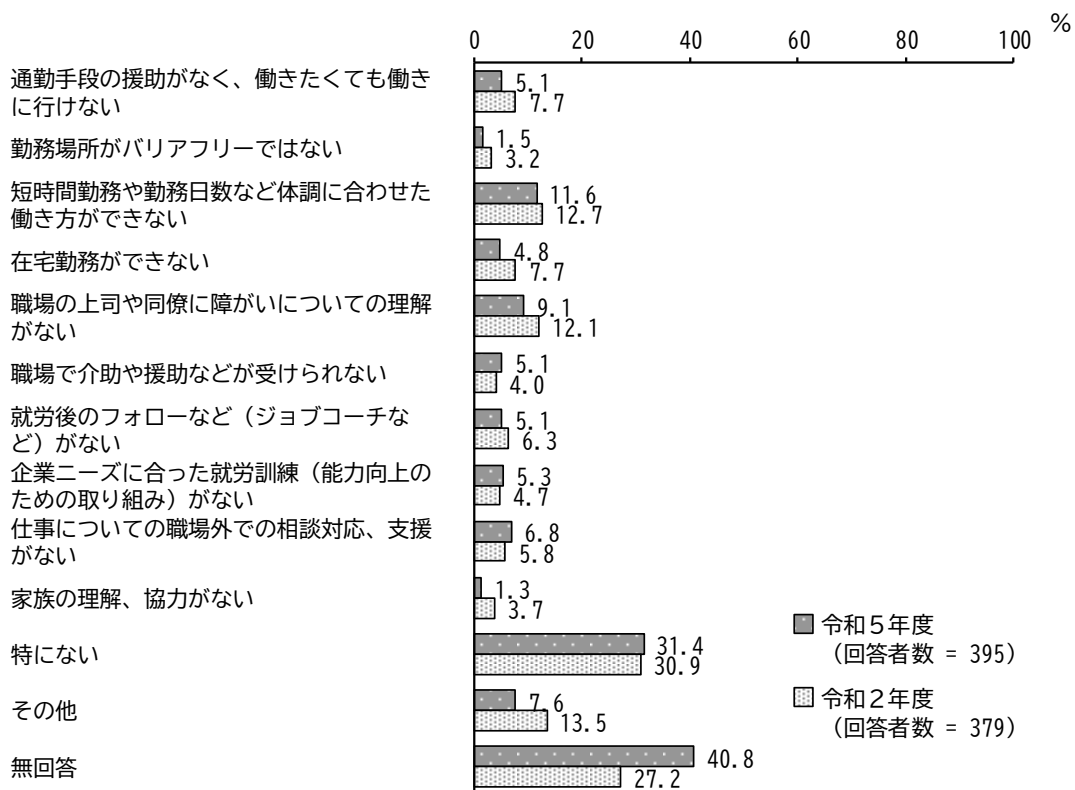


※複数回答のため、合計が100%を超えます。

ウ 働くにあたって、困ること

「特にない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数など体調に合わせた働き方ができない」の割合が11.6%となっています。

令和2年度と比較すると、大きな変化はみられません。



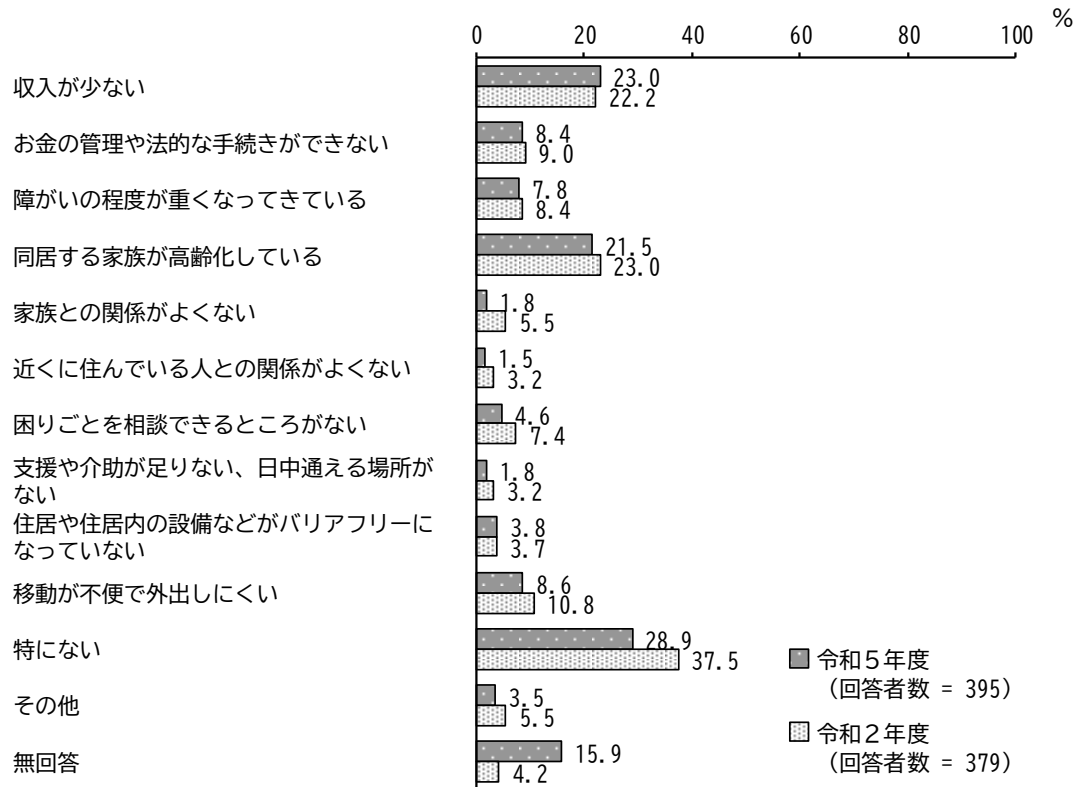
※複数回答のため、合計が100%を超えます。

③ 相談や緊急時の対応について

ア 日常生活の中で、困っていること

「特にない」の割合が28.9%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が23.0%、「同居する家族が高齢化している」の割合が21.5%となっています。

令和2年度と比較すると、「特にない」の割合が減少しています。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、精神障がいでは「収入が少ない」「同居する家族が高齢化している」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	収入が少ない	お金の管理や法的な手続きができない	障がいの程度が重くなっている	同居する家族が高齢化している	家族との関係がよくない	近くに住んでいる人との関係がよくない
全体	395	23.0	8.4	7.8	21.5	1.8	1.5
身体障がい	205	21.0	1.5	9.8	21.5	0.5	0.5
知的障がい	118	12.7	13.6	8.5	18.6	1.7	0.8
精神障がい	94	37.2	13.8	4.3	26.6	4.3	4.3

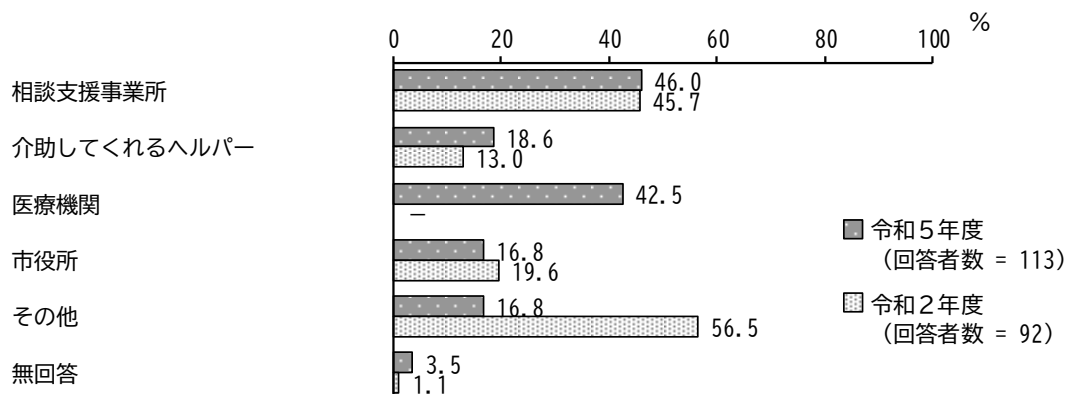
区分	困りごとを相談できるところがない	支援や介助が足りない、日中通える場所がない	住居や住居内の設備などがバリアフリーになっていない	移動が不便で外出しにくい	特になし	その他	無回答
全体	4.6	1.8	3.8	8.6	28.9	3.5	15.9
身体障がい	3.9	2.0	6.3	10.7	29.8	3.4	16.6
知的障がい	1.7	2.5	2.5	9.3	33.9	3.4	16.1
精神障がい	8.5	1.1	1.1	7.4	19.1	3.2	12.8

※複数回答のため、合計が100%を超えます。

イ 家族や親戚、日ごろ通う場所以外の困りごとなどの相談先

「相談支援事業所」の割合が46.0%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が42.5%、「介助してくれるヘルパー」の割合が18.6%となっています。

令和2年度と比較すると、「介助してくれるヘルパー」の割合が増加しています。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、身体障がいでは「介助してくれるヘルパー」の割合が、知的障がいでは「相談支援事業所」の割合が、精神障がいでは「医療機関」の割合が高くなっています。

単位：％

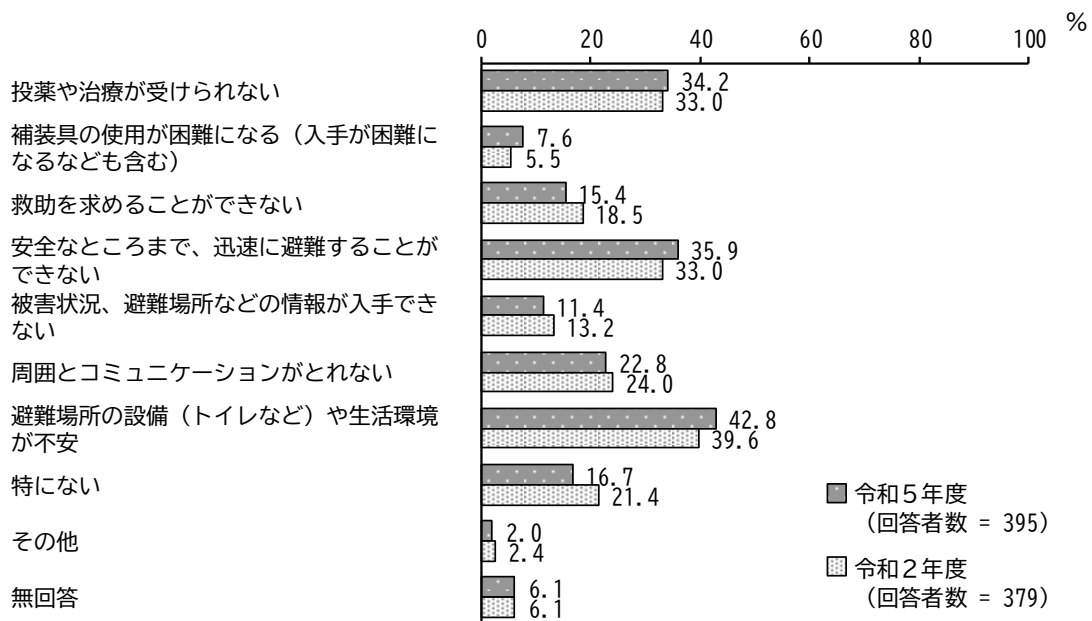
区分	回答者数 (件)	相談支援事業所	介助してくれるヘルパー	医療機関	市役所	その他	無回答
全体	113	46.0	18.6	42.5	16.8	16.8	3.5
身体障がい	37	21.6	43.2	37.8	21.6	13.5	5.4
知的障がい	49	67.3	16.3	42.9	14.3	12.2	2.0
精神障がい	36	36.1	8.3	58.3	16.7	25.0	2.8

※複数回答のため、合計が100%を超えます。

ウ 緊急時の状況

緊急時に不安を感じることは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が42.8%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が35.9%、「投薬や治療が受けられない」の割合が34.2%となっています。

令和2年度と比較すると、大きな変化はみられません。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、知的障がいでは「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求められない」の割合が、精神障がいでは「投薬や治療が受けられない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる(入手が困難になるなども含む)	救助を求められない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	395	34.2	7.6	15.4	35.9	11.4
身体障がい	205	31.7	14.6	10.7	39.0	6.3
知的障がい	118	22.9	2.5	33.1	47.5	18.6
精神障がい	94	51.1	1.1	12.8	25.5	11.7

区分	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	特になし	その他	無回答
全体	22.8	42.8	16.7	2.0	6.1
身体障がい	11.2	41.0	17.1	2.0	7.3
知的障がい	45.8	52.5	16.9	2.5	2.5
精神障がい	27.7	40.4	14.9	2.1	2.1

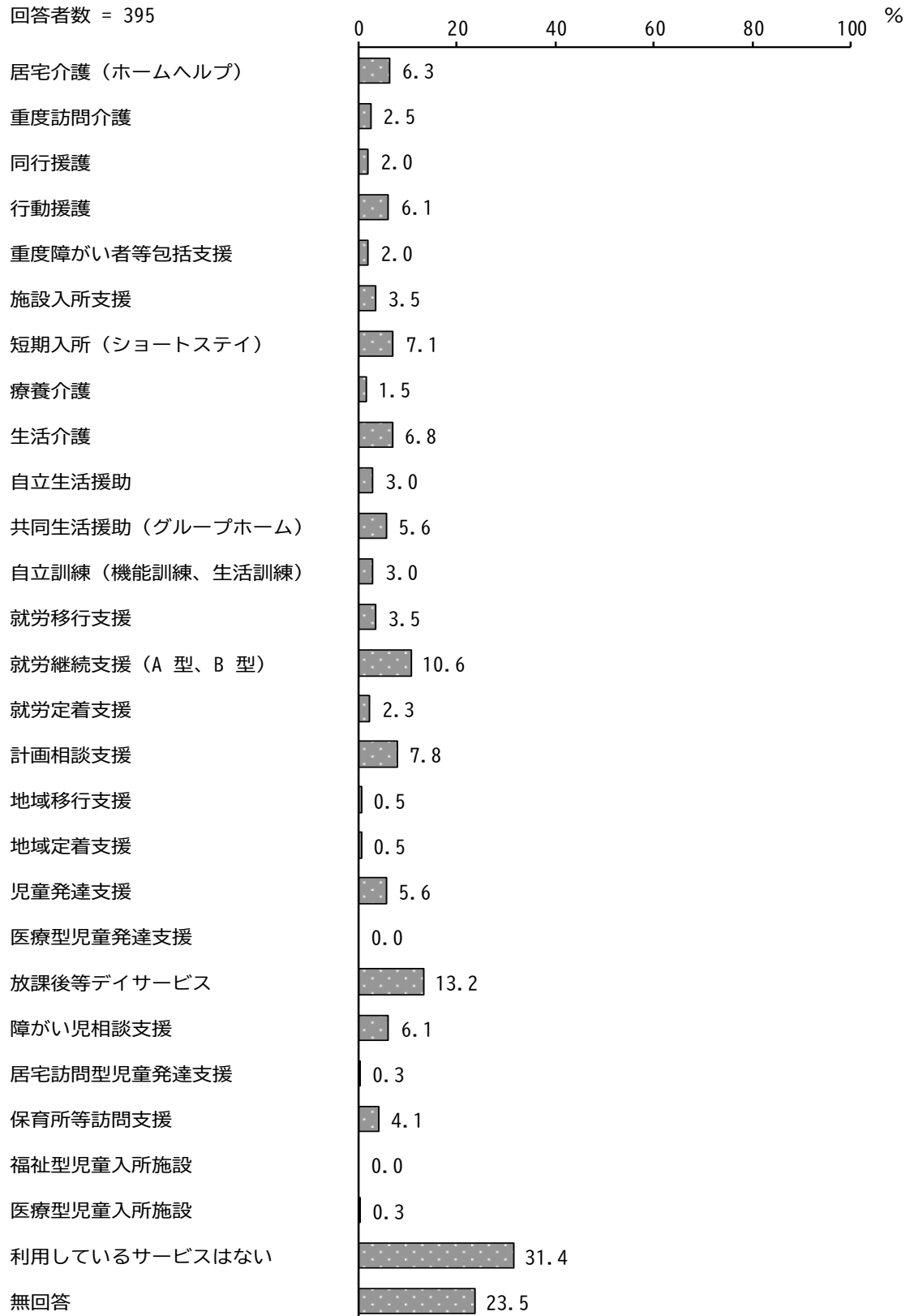
※複数回答のため、合計が100%を超えます。

④ 福祉制度・サービスについて

ア 利用しているサービス

「利用しているサービスはない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」の割合が13.2%、「就労継続支援（A型、B型）」の割合が10.6%となっています。

回答者数 = 395



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、知的障がいでは「放課後等デイサービス」の割合が、精神障がいでは「就労継続支援（A型、B型）」の割合が、身体障がいでは「利用しているサービスはない」の割合が高くなっています。

単位：%

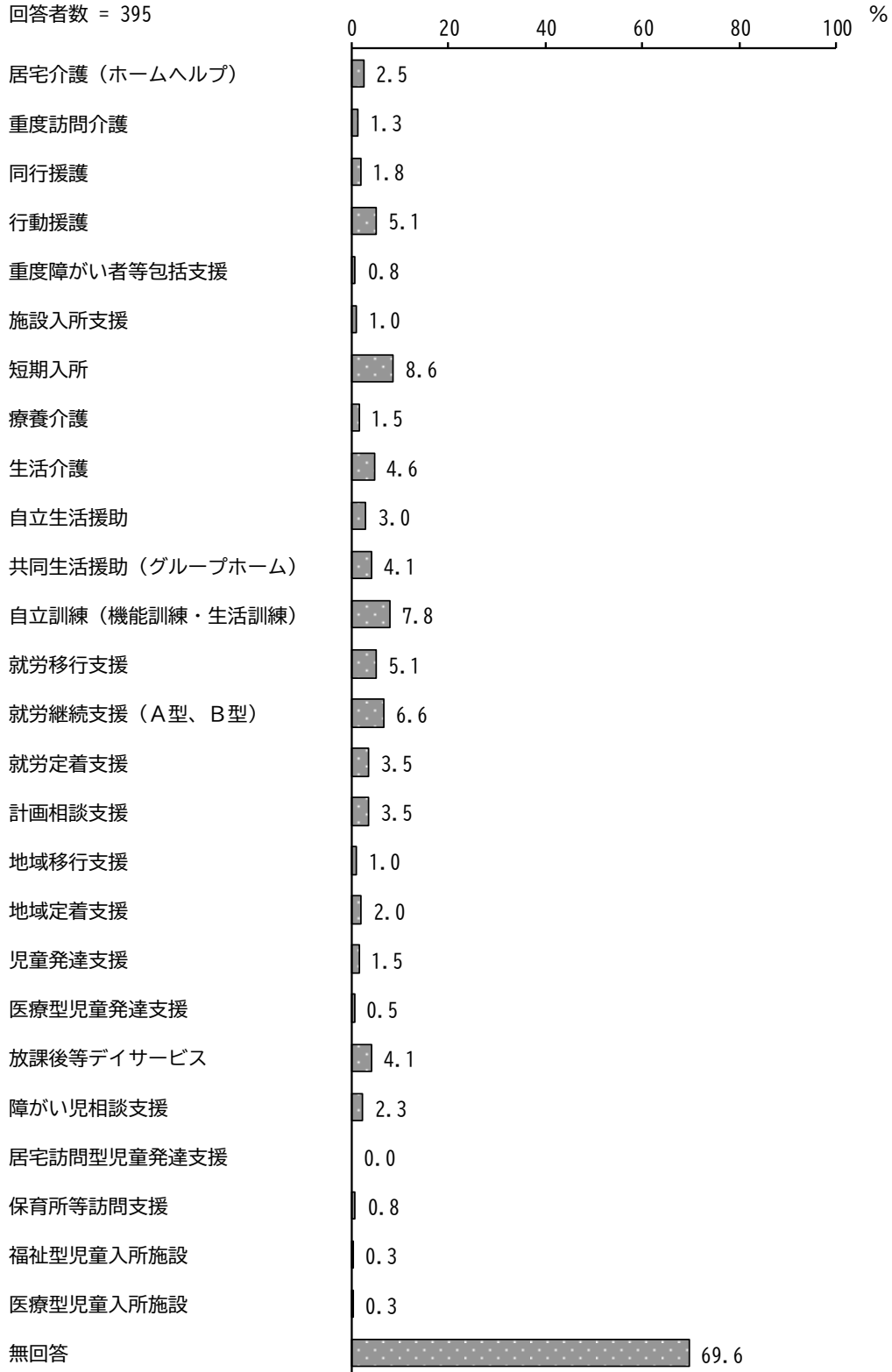
区分	回答者数 (件)	居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等包括支援	施設入所支援	短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型、B型)
全 体	395	6.3	2.5	2.0	6.1	2.0	3.5	7.1	1.5	6.8	3.0	5.6	3.0	3.5	10.6
身体障がい	205	11.7	4.4	2.9	2.9	2.4	3.4	6.8	2.4	6.3	2.4	1.0	3.9	1.0	6.3
知的障がい	118	6.8	2.5	3.4	16.9	3.4	5.9	16.1	0.8	14.4	2.5	15.3	2.5	3.4	16.9
精神障がい	94	2.1	—	—	—	—	—	—	—	1.1	7.4	2.1	4.3	9.6	21.3

区分	就労定着支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等 デイサービス	障がい児 相談支援	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援	福祉型児童 入所施設	医療型児童 入所施設	利用している サービスはない	無回答
全 体	2.3	7.8	0.5	0.5	5.6	—	13.2	6.1	0.3	4.1	—	0.3	31.4	23.5
身体障がい	1.0	3.9	0.5	1.0	1.0	—	3.4	1.5	0.5	1.0	—	—	41.0	29.8
知的障がい	1.7	17.8	1.7	—	16.1	—	37.3	18.6	0.8	11.0	—	—	8.5	6.8
精神障がい	7.4	9.6	—	—	2.1	—	7.4	2.1	—	2.1	—	—	28.7	27.7

※複数回答のため、合計が100%を超えます。

イ 今後利用したいサービス

「短期入所」の割合が8.6%と最も高くなっています。



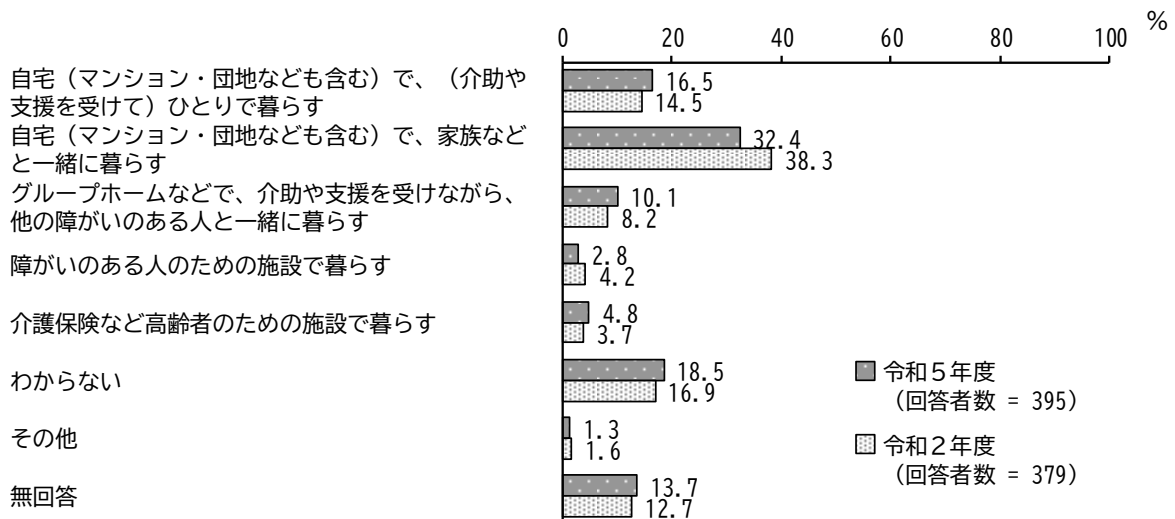
※複数回答のため、合計が100%を超えます。

⑤ 福祉制度・サービスについて

ア 将来、希望する暮らし方

「自宅(マンション・団地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす」の割合が32.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.5%、「自宅(マンション・団地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす」の割合が16.5%となっています。

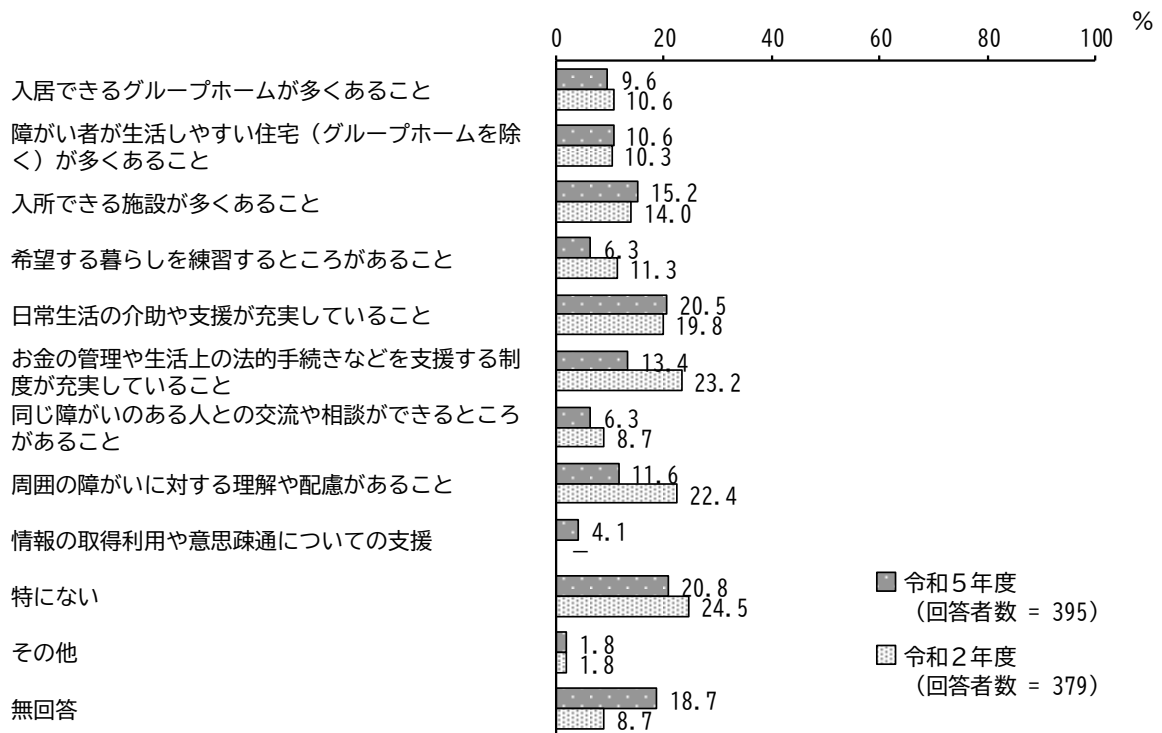
令和2年度と比較すると、「自宅(マンション・団地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす」の割合が減少しています。



イ 希望する暮らしをするために必要なこと

「特にない」の割合が20.8%と最も高く、次いで「日常生活の介助や支援が充実していること」の割合が20.5%、「入所できる施設が多くあること」の割合が15.2%となっています。

令和2年度と比較すると、「希望する暮らしを練習するところがあること」「お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること」「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」の割合が減少しています。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、知的障がいでは「お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること」「日常生活の介助や支援が充実していること」の割合が、身体障がいでは「入所できる施設が多くあること」の割合が、精神障がいでは「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	入居できるグループホームが多くあること	障がい者が生活しやすい住宅(グループホームを除く)が多くあること	入所できる施設が多くあること	希望する暮らしを練習するところがあること	日常生活の介助や支援が充実していること	お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること
全体	395	9.6	10.6	15.2	6.3	20.5	13.4
身体障がい	205	6.8	8.3	21.0	2.0	23.4	5.9
知的障がい	118	20.3	14.4	15.3	10.2	26.3	22.9
精神障がい	94	2.1	14.9	3.2	9.6	12.8	18.1

区分	同じ障がいのある人との交流や相談ができること	周囲の障がいに対する理解や配慮があること	情報の取得利用や意思疎通についての支援	特になし	その他	無回答
全体	6.3	11.6	4.1	20.8	1.8	18.7
身体障がい	2.9	8.8	3.9	27.3	1.5	19.0
知的障がい	5.9	11.0	2.5	9.3	0.8	16.1
精神障がい	13.8	17.0	5.3	18.1	4.3	16.0

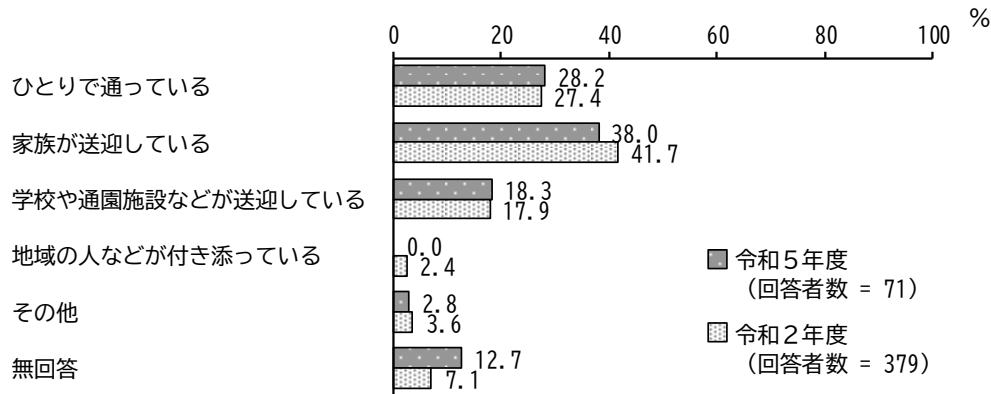
※複数回答のため、合計が100%を超えます。

⑥ 療育・教育について

ア 学校や通園施設などの通い方

「家族が送迎している」の割合が38.0%と最も高く、次いで「ひとりで通っている」の割合が28.2%、「学校や通園施設などが送迎している」の割合が18.3%となっています。

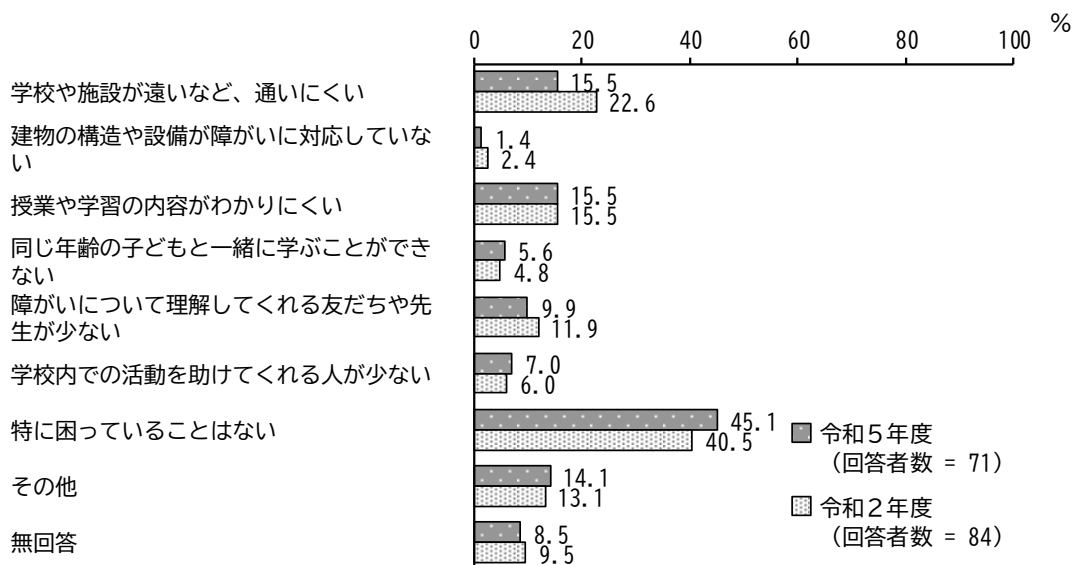
令和2年度と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 学校や通園施設などで困っていること

「特に困っていることはない」の割合が45.1%と最も高く、次いで「学校や施設が遠いなど、通いにくい」、「授業や学習の内容がわかりにくい」の割合が15.5%となっています。

令和2年度と比較すると、「学校や施設が遠いなど、通いにくい」の割合が減少しています。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

【障がい種別】

障がい種別にみると、精神障がいでは「授業や学習の内容がわかりにくい」「学校や施設が遠いなど、通いにくい」の割合が高くなっています。

単位：%

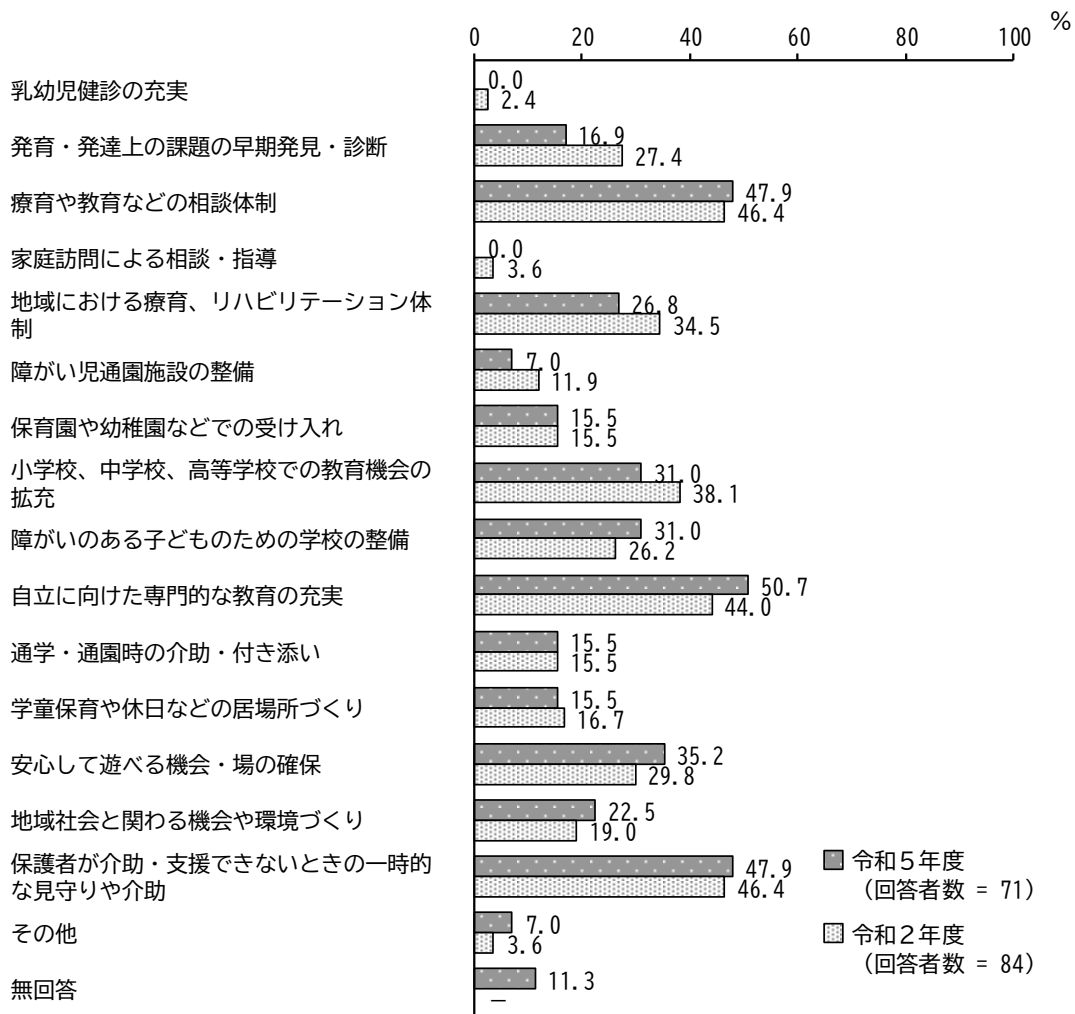
区分	回答者数(件)	学校や施設が遠いなど、通いにくい	建物の構造や設備が障がいに対応していない	授業や学習の内容がわかりにくい	同じ年齢の子どもと一緒に学ぶことができない	障がいについて理解してくれる友だちや先生が少ない	学校内での活動を助けてくれる人が少ない	特に困っていることはない	その他	無回答
全体	71	15.5	1.4	15.5	5.6	9.9	7.0	45.1	14.1	8.5
身体障がい	9	44.4	—	22.2	11.1	—	—	22.2	22.2	—
知的障がい	56	16.1	1.8	12.5	5.4	7.1	5.4	50.0	14.3	7.1
精神障がい	12	25.0	—	33.3	8.3	25.0	16.7	16.7	8.3	16.7

※複数回答のため、合計が100%を超えます。

ウ 障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うこと

「自立に向けた専門的な教育の充実」の割合が50.7%と最も高く、次いで「療育や教育などの相談体制」、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」の割合が47.9%となっています。

令和2年度と比較すると、「自立に向けた専門的な教育の充実」「安心して遊べる機会・場の確保」の割合が増加しています。一方、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「地域における療育、リハビリテーション体制」「小学校、中学校、高等学校での教育機会の拡充」の割合が減少しています。



※複数回答のため、合計が100%を超えます。

4 ヒアリング調査結果

(1) 調査の概要

障がい者福祉政策の推進を図るため、障がい福祉活動・サービス関係の深い団体の方々に対し、団体が抱える本市における福祉課題の抽出とともに、その解決につながる支援方策等を検討するためにヒアリング調査を行い、その結果をまとめました。

対象団体：河内長野市内の障がい者関係団体

対象数：7団体

有効数：7団体

調査期間：令和5年8月

調査方法：面談調査法

(2) 調査結果

障がい者関係団体の活動での課題

- ・最近では、自閉症なども症状としてとらえられるため、子どもの発達に悩んでいる方を広く対象としたいが、どこまで受け入れるかが課題。診断を受けていない方が、相談できるところが少ないので、保護者同士のつながりの入口になればと思っている。
- ・事務局が「障がい者福祉センター」なので、抵抗を感じる保護者もいる。
- ・同じ人がずっと代表を担っていて、負担がかかっている。
- ・車いすの方はバスに乗ることが難しく、介護タクシーなどで来る必要がある。費用がかかるため徐々に来なくなってしまった。
- ・出かけにくさがある（様々な制約や体調等）中で、会場がアクセスしやすいことが非常に重要なポイント。駅からの距離や障がい者用トイレがあるか等。
- ・保護者も本人も高齢になり、今までのように活動することが難しくなっている。
- ・会員の高齢化により参加者が減少している。8050問題が大きな課題。
- ・高齢化と資金不足で活動を縮小せざるを得ないかもしれない。
- ・若い親との接点がなく、団体としての意見に偏りが生じつつある。
- ・現在は、相談先や居場所の確保が十分になっており、情報も容易に入手できるため、会や団体に入る必要性を感じなくなってきたのでは。

団体の活動での課題のために、今後行いたいことや必要な支援

- ・若い世代にも入ってもらいたいので、会の存在や活動を広く知ってもらいたい。相談機関からも紹介してほしい。SNSでも発信できると良い。
- ・会場まで行きにくい場合、オンラインで参加できることは効果的。オンライン参加するための支援が必要な人もいるので、支援してくれる人がいると良い。
- ・他機関や団体と協力し、活動を広めていきたい。
- ・活動費が必要なので、音楽会等を行って一助としたい。

福祉サービスや支援について不足していることや今後充実を望むこと

- ・サービスの支給決定をしてもらっても、社会資源や人材の不足で使えないことが多い。
- ・サービスの存在を知っていても実際に利用するために必要な情報が得られにくい。
- ・地域生活支援拠点について情報発信してほしい。親ひとり子ひとりの場合、親に何かあった時のことが心配で、土日や夜間に相談できるところがほしい。
- ・ライフステージ（小学校から中学校等）が変わる際に、これまでの情報が引き継がれていくか、連携してもらえるのか心配。
- ・ひきこもりや孤立している人へ、本人だけでなく家族を含めたアウトリーチを行っていく必要がある。精神障がいの場合、家族の方が自分たちで何とかしないといけないと思って抱え込んでしまうことが多いように思う。
- ・ヘルパーが不足しているので、家事援助は資格がなくてもできる等、専門性の高い支援とそうでない支援の仕分けが必要と思う。
- ・身体障がい者の多くはトイレにユニバーサルシートが必要だが、市内の多目的トイレにはほぼ設置されていない。
- ・若い人との交流がないため、障がい者スポーツを通じて交流を図りたい。

ニーズに対応した障がい福祉サービスが十分提供されているか

- ・利用したくても、定員オーバーで利用できないので十分ではない。
- ・支援者不足と、支援者の精神障がい者に対する理解が不十分。
- ・事業所によって、支援のレベルに差がある。
- ・グループホームは、身体障がい者や難病の人にとっては充実していない。

障がいのある子どもの発達支援や、保育、幼児教育、学校教育等について困っていることや必要な支援

- ・いじめ等をきっかけに不登校になることが多い。発達障がいの啓発のため、精神保健教育を小学校からしてほしい。今年から、高校では実施されている。
- ・特別支援学校の生徒数が増加しているが、教職員の手が回っていない。
- ・特別支援学校が隣市にしかなく、保護者が学校に出向く機会が多いが、交通費等負担が大きい。
- ・学校によって、対応等に差があるように思う。

就労や社会参加について困っていることや必要な支援

- ・仕事をしたいという方は一定数いるが、一般就労先がほとんどない。
- ・会には高次脳機能障がいの方もいるが、失語症に対する理解が乏しく就職は難しい。
- ・すべての工程をひとりで完成させることは難しいが、手助けがあれば仕事としても成り立つ。
- ・就職できても、職場での理解が得にくく定着が難しい。障がい者雇用には、ジョブコーチやスタッフ研修が義務付けられるべき。
- ・賃金が安く、自立して生活できない。
- ・知的障がいを持つ方でも正規採用への道を確保してほしい。
- ・社会参加については1人で出かけることが困難。
- ・習い事をやるにしても昼間が多く、就業後の時間にやっていることが少なく参加がしづらい。就業後の時間に、障がい者が交流できるサロンやスポーツ・習い事ができる場を設けてほしい。

相談支援体制は充実しているか、充実のために必要な取り組み

- ・以前と比べると、体制の充実は実感している。まだまだ相談できず、家庭で抱え込んでいる人もいるので、困っている人が相談しやすい体制を考えてほしい。24時間365日相談できる等。

暮らし続けるために必要な場所やサービス

- ・いわゆる集団生活型のグループホームは増えてきているが、精神障がいの場合は集団生活が難しい場合が多い（入所を躊躇する方も多い）。一人暮らしのために生活訓練できる場が必要ではないか。
- ・障がいのある方が悩みや愚痴などを話せる場。
- ・支援体制を重層的にしてほしい。
- ・街の中心に年齢や障がいの有無にかかわらず集まれる空間があるとよい。
- ・障がい福祉サービスと介護保険サービスの共生型を充実してほしい。
- ・ZOOMで障がい者同士の他愛もない会話ができるようになり、心が休まり、また多くの気づきの時間にもなっている。
- ・他の人の話を聴くことでストレスの解決に繋がり、前向きにもなれる。
- ・介護タクシーが高額であるため、交通費が負担になっている。

災害や防災に関して望むこと

- ・台風などの災害時にどこに避難すればよいか不安に思っている。
- ・車いすの方はその避難所が車いすに対応しているのか、別の場所への誘導などスムーズに支援してもらえるのか不安に思っている。
- ・重度肢体不自由者の災害時支援はどのようになるか、既存の施設で対応できるか疑問。
- ・訓練は毎年行っているが、より具体的な非常訓練を行いたい。
- ・ストレスに弱い障がい児や障がい者の命も守れるように、避難所の環境や避難行動を見直してほしい。
- ・雨風に弱い難病患者の特性や車椅子での移動を考慮して避難行動計画を立ててほしい。
- ・避難所のスタッフは具体的な支援方法を本人に聴いて支援してもらいたい。



第 3 章 成果目標の設定

1 第 7 期障がい福祉計画における成果目標

国が令和 5 年 5 月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」と、それに基づき大阪府が示した「第 7 期市町村障がい福祉計画及び第 3 期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 8 年度を目標年度として設定します。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することとともに、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 % 以上削減することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

○ 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和 8 年度末までに令和 4 年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○ 施設入所者の削減数

大阪府では、国基準と異なる目標設定であるが、大阪府自立支援協議会からの提言をもとに、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、令和 8 年度末までに令和 4 年度末時点の施設入所者数から 1.7 % 以上削減することを基本とする。なお、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者など真に施設入所支援が必要な場合を検討し、その検討結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

加えて、障がい者支援施設においては、施設入所者等の生活の質の向上を図るため、障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められ、さらに地域交流の機会を確保するとともに、地域で生活する障がい者等に対する支援を行うなど、地域に開かれていることが望ましい。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者98人の6%である6人が地域生活へ移行することを目標として設定します。施設入所者の高齢化や重度化が進んでおり、地域生活へ移行し望ましい支援を受けることは容易なことではありませんが、日中も支援を受けられるグループホームの提供体制を確保する等、安心して暮らせる生活の場の整備に努めます。

施設入所者数の削減に関しては、令和8年度末までに令和4年度時点の施設入所者の1.7%である2人を削減することとして目標として設定します。ただし、施設入所者の高齢化や在宅を支援する家族が不在であること等の状況により地域移行が難しい現状にあることを鑑みて、本目標により、今後の施設入所支援の利用や入所を妨げるものではないこととします。

項目	実績
令和4年度末の施設入所者数	98人

【本市の実績と目標値】

項目	令和4年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
地域生活移行者数	0人	6人
施設入所者数の削減数	2人	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

大阪府では、令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定する。

市町村においては、大阪府が実施する「精神科在院患者調査」の内容も参考にし、大阪府の成果目標を、令和3年6月30日時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値（大阪府から市町村単位のデータを提供）を下限として、目標値を設定されたい。

なお、目標値の設定にあたっては、65歳以上と65歳未満は区別しないこととする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、目標値を設定します。

保健、医療・福祉関係者による協議の場については、自立支援協議会で毎年度、年間目標を立てて実施するものとし、また、その評価を行うものとしします。

精神障がい者や家族について、子育て、介護、生活困窮等の複合的な課題に対し、関係機関と連携しながら包括的な支援体制の整備に努めます。また、地域住民への正しい知識の普及を行い、地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくりを進めます。

項目	令和4年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
精神病床における一年以上の長期入院患者数	90人	92人

活動指標

項目		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健関係	1人	1人	1人
	医療関係	2人	2人	2人
	福祉関係	3人	3人	3人
	介護関係	2人	2人	2人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	2人	2人	2人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数		21人	23人	26人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数		3人	3人	3人

(3) 地域生活支援拠点等の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

○ 地域生活支援拠点等の機能の充実

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の充実

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。

- ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施
- ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組みを実施

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づきますが、既に本市では地域生活支援拠点を1か所設置しており、引き続き機能強化を図るとともに、毎年3回以上、運用状況の検証・検討を行います。また、基幹相談支援センターとも連携し、緊急時の受け入れ・対応や体験の機会の確保、グループホームからの一人暮らしに向けた支援、障がい福祉サービスの利用に至っていない人の相談等、効果的な支援体制の整備に努めます。

強度行動障がい有する人の支援体制の整備を進めるため、生活実態や支援ニーズの把握を行います。

項目	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	実施	実施
強度行動障がい有する人への支援体制の整備	—	有

活動指標

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置	1人	1人	1人
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3回	3回	3回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組みを進めることを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

○ 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

○ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

また、全市町村において、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることとする。

○ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

就労継続支援B型事業所における工賃の平均額については市町村間で格差があるが、国の基本指針において、直ちに一般就労に移行することが難しい障がい者が適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を図っていくことが望ましいとされている。

このため、大阪府では、個々の就労継続支援B型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて、令和6年度から令和8年度の就労継続支援B型事業所における工賃の目標額について、令和6年3月に設定予定である。

市町村においては、就労継続支援B型事業所の位置付けを十分に踏まえつつ、各市町村内事業所の令和3年度工賃実績に基づいて、各市町村において工賃平均額の令和8年度の目標値を設定されたい。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、一般就労の移行者数を令和3年度の1.28倍である27人を目標として設定し、その内訳として就労移行支援で18人、就労継続支援A型で3人、就労継続支援B型で6人を目標値として定めます。

また、令和8年度における就労移行支援事業終了者の一般就労に移行する者の割合を6割以上、及び、就労定着支援事業の一定期間における就労定着率7割以上の事業所を2.5割以上とすることを目標に定めます。

工賃の平均額については、大阪府の目標設定の考え方を踏まえた上で、本市の工賃平均実績額を基に目標設定します。

目標値	令和3年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
福祉施設から一般就労への移行者数	20人	27人
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	14人	18人
就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数	2人	3人
就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数	4人	6人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	－	6割以上
就労定着支援事業の利用者数	9人	20人
就労定着支援事業所の一定期間における就労定着率7割以上の事業所の割合	－	2.5割以上
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	17,803円	26,157円
協議会の就労支援部会の設置	有	有

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保する。

また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。

なお、具体的な取組みについては、令和5年大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント部会「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」を参考にされたい。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針では、令和8年度までに基幹相談支援センターを設置することを目標としていますが、本市では既に設置しており、引き続き機能強化を図るための目標を設定します。

相談支援におけるアセスメントやモニタリングの質を向上するための取組みや、個別事例における専門的な指導・助言を行うこと等により、相談支援専門員の人材育成を行います。また、主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。

相談には関係機関と連携や調整を行いながら対応し、内容によっては重層的支援体制整備事業につなぐ等の相談支援体制づくりに努め、就労支援や居住支援、居場所の確保等の一体的な支援を行います。

地域自立支援協議会では、個別事例等の検討を通じ課題を抽出し、利用者及び地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握した上で、地域の課題解決のための必要な施策を検討します。また、関係する協議会を合同で開催する等、効果的な運営の確保に努めます。

項目	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	実施	実施
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組みの実施及び必要な協議会の体制を確保	－	有

活動指標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10件	10件	10件	
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	10回	10回	10回	
個別事例の支援内容の検証回数	1回	1回	1回	
協議会における事例検討	実施回数	3回	3回	3回
	参加事業所・機関数	15事業所	15事業所	15事業所
協議会の専門部会	設置数	3部会	3部会	3部会
	開催回数	6回	6回	6回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- ・ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標を設定すること。また、国の基本指針の趣旨を踏まえ、府においては相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえ計画的に養成し、意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、審査体制の強化や関係機関との連携の強化、情報共有等に取組み、各種研修等も活用し、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

項目	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	実施	実施

活動指標

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	5人	5人	5人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	3回	3回	3回

(7) 発達障がい等に対する支援（活動指標のみ）

【国が定める活動指標】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポート活動への参加者数

【大阪府の基本的な考え方】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等のプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、下記の通りそれぞれ年度ごとに見込量を算出する。

なお、ペアレントメンターについては、大阪府がペアレントメンターを養成し、市町村（指定都市を除く）が開催する講演会などにペアレントメンターを派遣してきたことを踏まえ、ペアレントメンターの人数の見込量を算出する。なお、市町村において、独自にペアレントメンターを養成することが必要と認める場合には、そのペアレントメンターの人数の見込量を算出する。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、支援プログラム等の受講者及び実施者、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数を活動指標として定めます。また、発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関を把握し、本人や家族からの相談に適切に対応します。

活動指標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	25人	25人	25人

2 第3期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組みを進めることを基本とする。

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

○ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、市町村（圏域でも可）が令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとする。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めること。

○ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。

○ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

○ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針の趣旨を踏まえ、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、府内の指定都市を除く地域においては、大阪府が移行調整の責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。

また、指定都市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定すること。

【本市の考え方】

○ 地域支援体制の構築

国及び大阪府の方針に基づき、児童発達支援センターをはじめ、各施設については、本市もしくは南河内圏域で体制を整備しています。

近年、障がい児通所支援等を必要とする児童が増加し、障がいの疑いのある段階から早期支援を行うための体制整備や相談支援体制の充実がより重要となっています。地域自立支援協議会子ども部会では、母子保健・子育て支援・教育の担当者、保健所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、当事者団体を含む関係機関等が参画しており、今後も、障がい児や医療的ケア児等に関する地域課題を抽出し、必要

な支援について検討します。

児童発達支援センターにおいては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な支援施設として位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援を行います。また、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援や障がい児相談支援の体制整備を図るとともに、支援の質の向上、支援内容の適正化、利用者の安全確保を図るための取組み等を推進します。

○ 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

就学時や卒業時、就職時、障がい児入所施設退所時には、円滑に引継ぎが行われ、ライフステージに応じた支援が行われるよう、相談支援専門員が中心となり、大阪府や学校、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図ります。また、切れ目のない一貫した支援を行えるようサポートブックの活用促進を図ります。

障がい児入所施設に入所する児童については、大阪府子ども家庭センター等からの情報提供を受け、地域での支援方法について検討します。また、退所後の円滑な移行調整を進めるため、大阪府子ども家庭センターや障がい児入所施設等の関係者と協議を行います。

児童発達支援センターをはじめとする地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できる体制を整え、保育所や認定こども園、学校、放課後児童会等の育ちの場で連携・協力し支援を行い、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に努めます。

○ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケア児や重症心身障がい児に関しては、本人とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた総合的かつ包括的支援が必要です。そのため、医療的ケア児等コーディネーターとして、支援経験のある相談支援専門員や看護師等の医療職を配置し、対象児や支援ニーズの把握を行い、支援体制を充実させていきます。支援にあたっては、大阪府の医療的ケア児支援センターや保健所と連携し、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を行うとともに、地域自立支援協議会こども部会において医療的ケア児等とその家族が抱える課題の解決に向け、多職種が協議し検討を進めます。また、緊急時や家族のレスパイトを目的に、大阪府の医療型短期入所支援強化事業等で短期入所を利用できるよう情報提供に努めます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児童や、虐待を受けた障がい児に対するきめ細やかな支援についても検討を行います。

難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施や医療機関との連携により、難聴児等の早期発見や専門的な療育機関及び身近な地域における療育の実施等、適切な支援につなげます。

目標値	令和5年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所	1か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	5か所	5か所
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内に1か所以上	圏域内に1か所以上
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	2か所
令和8年度末までに医療的ケア児等について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	福祉関係1名 医療関係1名	福祉関係1名 医療関係1名

活動指標

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	福祉関係1名 医療関係1名	福祉関係1名 医療関係1名	福祉関係1名 医療関係1名



障がい福祉サービス等の内容と見込み

1 障がい福祉サービス等の見込量

令和3年度及び令和4年度における利用実績等（利用者数・利用時間）及び、障がいごとの障がい者数の推移に基づき、利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求め、サービス見込量を算出しています。必要な障がい福祉サービス等の提供・確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

各種訪問系サービスについては、必要なサービスを受けることのできる体制の整備に努めます。

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体	69	69	68	68	68	68
		知的	65	66	65	65	65	65
		精神	93	89	87	87	89	91
		障がい児	15	16	16	15	15	15
		合計	242	240	236	235	237	239
	量の見込み [時間/月]	身体	1,925	1,905	1,934	1,930	1,930	1,930
		知的	967	974	989	980	980	980
		精神	1,235	1,260	1,279	1,280	1,290	1,300
		障がい児	361	368	374	360	360	360
		合計	4,488	4,507	4,576	4,550	4,560	4,570

【重度訪問介護】

重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問 介護	利用者数 [人/月]	身体	29	26	26	25	25	25
		知的	1	1	1	1	1	1
		精神	1	1	1	1	1	1
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	31	28	28	27	27	27
	量の見込み [時間/月]	身体	2,392	2,222	1,970	1,899	1,899	1,899
		知的	83	75	66	64	64	64
		精神	39	5	4	4	4	4
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	2,514	2,302	2,040	1,967	1,967	1,967

【同行援護】

行動に著しい困難を有する重度の視覚障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数 [人/月]	身体	36	37	35	35	35	35
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	36	37	35	35	35	35
	量の見込み [時間/月]	身体	900	987	969	970	970	970
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	900	987	969	970	970	970

【行動援護】

知的障がい・精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用者数 [人/月]	知的	26	34	37	38	42	44
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	5	5	5	6	6	7
		合計	31	39	42	44	48	51
	量の見込み [時間/月]	知的	458	602	619	648	707	752
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	58	50	51	54	59	62
		合計	516	652	670	702	766	814

【重度障がい者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供します。

これまで、利用実績がなく、サービス利用の見込みはありませんが、今後、サービス利用のニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者 等包括支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み [時間/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

(2) 短期入所・日中活動系サービス

短期入所及び日中活動系サービスを充実し、希望する人が必要なサービスを受けることのできる体制の整備に努めます。

【短期入所】

居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体	4	4	3	3	3	3
		知的	22	23	20	20	20	20
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	7	6	5	5	6	6
		合計	33	33	28	28	29	29
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	30	22	20	20	20	20
		知的	117	123	112	110	110	110
		精神	0	0	0	0	0	0
		障がい児	24	20	18	20	22	24
		合計	171	165	150	150	152	154

【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体	53	53	54	54	55	56
		知的	192	206	208	212	214	217
		精神	5	8	8	8	8	8
		合計	250	267	270	274	277	281
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	846	812	824	836	845	858
		知的	3,771	4,035	4,096	4,157	4,202	4,262
		精神	41	77	78	79	80	81
		合計	4,658	4,924	4,998	5,072	5,127	5,201

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 [人/月]	身体	1	0	0	1	1	1
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	0	0
		合計	1	0	0	1	1	1
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	2	0	0	1	1	1
		知的	0	0	0	0	0	0
		精神	0	0	0	0	0	0
		合計	2	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	3	2	1	1	1	1
		精神	10	4	3	3	3	3
		合計	13	6	4	4	4	4
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	58	42	31	23	23	23
		精神	187	53	39	40	40	40
		合計	245	95	70	63	63	63

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体	1	1	1	1	1	1
		知的	7	7	8	8	9	10
		精神	17	19	20	23	25	27
		合計	25	27	29	32	35	38
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	8	17	17	19	21	23
		知的	128	137	139	154	168	183
		精神	290	295	301	331	362	393
		合計	426	449	457	504	551	599

【就労継続支援（A型）】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	身体	14	11	12	13	13	14
		知的	12	12	13	14	15	16
		精神	40	34	36	38	41	44
		合計	66	57	61	65	69	74
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	270	208	220	235	249	267
		知的	208	219	232	247	263	282
		精神	722	634	672	716	760	815
		合計	1,200	1,061	1,124	1,198	1,272	1,364

【就労継続支援（B型）】

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動等の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	身体	36	37	40	43	47	50
		知的	154	161	174	188	202	219
		精神	112	126	136	147	159	172
		合計	302	324	350	378	408	441
	延べ利用 日数 [人日分/月]	身体	565	595	640	692	746	807
		知的	2,892	3,001	3,230	3,488	3,766	4,070
		精神	1,648	1,946	2,095	2,262	2,441	2,639
		合計	5,105	5,542	5,965	6,442	6,953	7,516

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとともなう課題解決にむけて必要となる支援を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	1	1	1
		知的	4	4	5	5	6	7
		精神	5	5	6	7	9	12
		合計	9	9	11	13	16	20

【就労選択支援】 新規 (令和7年10月開始予定)

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向のある人や現に利用している人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数 [人/月]	身体	—	—	—	—	0	0
		知的	—	—	—	—	0	0
		精神	—	—	—	—	1	1
		合計	—	—	—	—	1	1

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数 [人/月]	合計	9	9	9	8	8	8

(3) 居住系サービス

地域における居住の場を充実するとともに、地域生活を希望する人が地域で暮らすことができるように、管内の福祉施設等の支援にかかるニーズの把握に努めます。

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助や介護を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 [人/月]	身体	9	8	9	10	10	11
		知的	124	130	141	155	170	184
		精神	12	18	20	21	23	26
		合計	145	156	170	186	203	221

【施設入所支援】

施設に入所している障がいのある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体	23	21	21	21	21	20
		知的	77	77	77	77	77	76
		精神	0	0	0	0	0	0
		合計	100	98	98	98	98	96

【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の状況や体調の変化等を確認し、円滑な地域生活に向けた相談及び助言などの支援を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	1	1	1
		精神	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	2	2	2

(4) 相談支援

【計画相談支援】

障がい福祉サービスを利用する人に対して、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後、一定期間ごとに、サービスの利用状況を検証し、利用計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体	27	25	26	27	28	29
		知的	82	87	92	97	102	107
		精神	58	82	102	122	142	162
		障がい児	1	2	2	2	2	2
		合計	168	196	222	248	274	300

【地域移行支援】

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院等をしている人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障がい福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	1	1	1
		精神	1	0	0	1	1	1
		合計	1	0	0	2	2	2

【地域定着支援】

居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
		知的	0	0	0	1	1	1
		精神	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	2	2	2

2 障がい福祉サービス等の見込量（障がい児支援）

(1) 障がい児通所支援

令和3年度及び令和4年度における利用実績等（利用者数・利用時間）の推移に基づき、利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求め、サービス見込量を算出しています。必要な障がい児通所支援サービス等の提供・確保に努めます。

【児童発達支援】

主に就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数[人/月]	112	168	213	247	277	300
	延べ利用日数[人日分/月]	644	925	1,171	1,359	1,524	1,650

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

これまで、利用実績がなく、サービス利用の見込みはありませんが、今後、サービス利用のニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数[人/月]	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数[人日分/月]	0	0	0	0	0	0

【放課後等デイサービス】

就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用者数[人/月]	500	638	688	738	788	838
	延べ利用日数[人日分/月]	4,026	5,075	5,504	5,904	6,304	6,704

【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中である、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	利用者数[人/月]	29	41	47	53	60	68
	回/月	35	50	57	64	72	81

(2) 障がい児相談支援

【障がい児相談支援】

障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障がい児支援利用計画を作成します。

●必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	利用者数[人/月]	87	118	150	180	205	225

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	カ所	3	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

(2) 理解促進研修・啓発事業

【理解促進研修・啓発事業】

障がいのある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

【自発的活動支援事業】

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 成年後見制度

【成年後見制度利用支援事業】

障がい福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	2	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	未定	未定	未定

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【手話奉仕員養成研修事業】

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	実利用件数[件/年]	265	304	344	320	320	320
	実利用時間[時間/年]	314	392	474	430	430	430
要約筆記者派遣事業	実利用件数[件/年]	21	19	27	23	23	23
	実利用時間[時間/年]	39	40	77	55	55	55
手話通訳者設置事業	実設置者数[人/年]	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数[人/年]	5	11	25	12	12	12

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練 支援用具	件/年	9	10	9	10	10	10
自立生活 支援用具	件/年	20	20	24	22	22	22
在宅療養等 支援用具	件/年	13	39	12	20	22	24
情報・意思疎通 支援用具	件/年	34	43	36	35	35	35
排泄管理 支援用具	件/年	2,531	2,351	2,828	2,850	2,860	2,870
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	3	2	2	2	2

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	対象	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数 [人/月]	身体	53	54	50	56	57	58
		知的	79	88	82	90	91	92
		精神	47	51	47	47	48	49
		障がい児	20	17	16	19	19	19
		合計	199	210	195	212	215	218
	量の見込み [時間/月]	身体	16,326	11,747	13,138	12,900	13,000	13,100
		知的	10,495	12,509	13,991	17,100	17,200	17,300
		精神	5,200	6,609	7,392	6,800	6,900	7,000
		障がい児	2,134	1,211	1,354	1,500	1,500	1,500
		合計	34,155	32,076	35,875	38,300	38,600	38,900

(7) 地域活動支援センター

障がいのある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	設置力所数[カ所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数[人/年]	20	20	20	20	20	20

4 その他の取組み

(1) 社会参加の促進

障がいのある人の社会参加の促進には、多様なニーズを踏まえた支援が必要であり、各種施設のユニバーサルデザインの推進や、バリアフリー化等に努めます。

また、障がいのある人のスポーツや文化芸術活動、読書等、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等に向けて、関連する情報の収集・発信に努めます。

(2) 虐待の防止

関係機関と協力・連携し、虐待や虐待が疑われるケースなどに迅速に対応できるよう、虐待の予防、早期発見、見守りにつながる虐待防止のネットワークの構築に努めます。また、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業者に対し、虐待防止や成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修を実施します。

虐待や虐待の疑いに関する通報に対しては、メール等での受付や夜間・休日を問わず速やかに対応できる体制を確保し、障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、障がい者虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制づくりを進めます。

虐待が発生時には、再発の防止等に向けて、虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組み等の検証に努め、死亡事案等の重篤事案についても、発生要因の分析・事後検証や事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認や、虐待の有無の判断を行います。

(3) 差別の解消

障がいのある人の社会参加の促進のためには、社会的障壁を取り除くことが重要です。そのため、障がいを理由とする差別の解消を妨げている要因の解消に向けて、啓発活動を行うとともに、相談支援体制を充実します。

また、相談事例や差別解消に向けた取組みの共有・分析、障がい特性を理解するための研修・啓発を進めます。

(4) サービス事業所への支援

利用者が安心して生活できるように、事業所に対して、発災時に備えて普段からリスクマネジメントを行うこと、防災イベントの参画や地域との連携に取り組む等、機会を捉えて周知を行います。また、防犯対策や感染症の対応等にも取り組みます。

事業所で働く職員に対しては、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がいのある人・児童への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善に関する支援に努めます。

また、障がい福祉人材の確保や定着のため、専門性を高めるための研修の実施及び多職種間の連携を進めるとともに、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報に努めます。

(5) 情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通支援の推進に関しては、市町村において、障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり、遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用のような取り組みを実施することにより、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(6) 障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援

難病患者の多様な症状や障がい等の特性に配慮し、医療機関や保健所、難病相談支援センター等の関係機関と連携し、必要な情報の提供等を行い、障がい福祉サービスの活用促進を図ります。

また、発達障がいや高次脳機能障がい等についても、支援ニーズや地域課題を把握し、障がい福祉サービスの利用を含めた支援体制の整備に努めます。



計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

2 計画推進体制の充実

(1) 庁内連携の強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・子育て・就労・生活環境等、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努める等、連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

(2) 国、大阪府、近隣市町村、関係機関等との連携・ネットワークづくり

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体等の協力が必要であり、保健・医療・福祉関係等による連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

(3) 河内長野市障がい者施策推進協議会

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で構成される「河内長野市障がい者施策推進協議会」において、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項について審議を行います。

1 策定体制と経過

(1) 策定体制

○河内長野市障害者施策推進協議会条例

昭和48年10月2日

条例第28号

(設置)

第1条 本市に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき河内長野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は委員15名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は委員の任期による。
- 4 会長は協議会を代表し、会議を総括し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第2号)

- 1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律(平成5年法律第94号)附則第1項ただし書に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の河内長野市中心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員は、改正後の河内長野市障害者施策推進協議会条例第3条第2項の規定により任命され、又は委嘱された委員とみなす。

附 則(平成15年3月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

○河内長野市障害者施策推進協議会規則

昭和48年11月5日

規則第16号

第1条 この規則は、河内長野市障害者施策推進協議会条例(昭和48年河内長野市条例第28号)第6条の規定に基づき、河内長野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の議事、その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会長は必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のあるものに出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第4条 協議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後、最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則(昭和61年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月30日規則第18号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第3号)

この規則は、河内長野市心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例(平成6年河内長野市条例第2号)の施行の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日規則第26号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第44号抄)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○河内長野市障がい者施策推進協議会委員名簿

(任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日、敬称略)

該当 条項	委員名	所 属	分 野
1号	駄場中 大介	河内長野市議会	市議会
2号	山口 竜司◎	(社)河内長野市医師会 会長	医療
	田中 明文	河内長野市教育委員会 委員	教育
	前田 晶子	地域生活総合支援センターきらら 所長	福祉
	玉崎 和実○	(福)河内長野市社会福祉協議会 会長	福祉
	吉田 妙子	河内長野市民生委員児童委員協議会 会長	福祉
	小田 浩伸	大阪大谷大学教育学部長	福祉
3号	立石 暁郎	河内長野公共職業安定所 所長	雇用
	橋本 弘子	大阪府富田林保健所 地域保健課長	保健
4号	御前 敏一	河内長野市身体障害者福祉会 会長	障がい者
5号	富田 芳男	河内長野市中心身障害児・者父母の会 会長	福祉従事者
	中桐 宏治	河内長野市精神障害者家族会「わかば会」 会長	福祉従事者
	大谷 多美子	河内長野市作業所連絡協議会 代表者	福祉従事者

※委員名欄の◎は会長、○は副会長

○河内長野市障がい者地域自立支援協議会設置・運営要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図ることで、誰もが自立した日常生活を営むことができる地域を構築するための協議の場として河内長野市障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、運営するための必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (2) 地域の情報共有や課題抽出に関すること
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (4) 相談支援事業の運営等に関すること
- (5) 河内長野市との協働に関すること
- (6) その他協議会が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる会員によって構成する。

- (1) 保健・医療関係機関
- (2) 教育・保育関係機関
- (3) 関係行政機関
- (4) 相談支援事業関係機関
- (5) 就労・雇用関係機関
- (6) 福祉サービス関係機関
- (7) 地域福祉活動関係機関
- (8) 障がい関係団体（当事者、障がい児の保護者、障がい者の家族等）

2 協議会は会員の互選により、会長を置くことができる。

3 協議会は、全体会議及び専門部会によって構成する。

4 前項の全体会議の事務局は基幹相談支援センターが行い、専門部会の事務局は委託相談支援事業所が行う。

(全体会議)

第4条 全体会議の構成員は、別表のとおりとする。

2 全体会議の議長は協議会の会長が行う。

3 協議会は、全体会議を年1回以上開催し、その他の会議については、必要に応じて開催する。また、必要な場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第5条 協議会は地域課題に応じて、必要な専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第6条 会員は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならないものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、基幹相談支援センターにおいて行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、会長が必要な会員を召集し、協議して定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

○河内長野市障がい者地域自立支援協議会全体会 関係機関一覧

事業所・団体名
河内長野公共職業安定所
大阪府富田林保健所
大阪府富田林子ども家庭センター
河内長野市役所障がい福祉課
市立障がい者福祉センターあかみね
河内長野市商工会
河内長野市社会福祉協議会
河内長野市民生委員児童委員協議会
河内長野市ボランティア連絡会
大阪府障害者福祉事業団
河内長野市心身障害児・者 父母の会
河内長野市身体障害者福祉会
河内長野市精神障害者家族会わかば会
大阪障害児・者を守る会 河内長野支部
地域活動支援センターこころッと

(2) 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年5月25日	河内長野市障がい者地域自立支援協議会
令和5年6月8日 ～ 令和5年6月30日	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート調査の実施
令和5年8月3日 ～ 令和5年8月9日	障がい者関係団体ヒアリング調査の実施
令和5年8月28日	第1回河内長野市障がい者施策推進協議会の実施
令和5年11月20日	第2回河内長野市障がい者施策推進協議会の実施
令和5年12月1日 ～ 令和6年1月5日	パブリックコメントの実施

2 用語の解説

用語	解説	ページ
あ 行		
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童のこと。	14
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。	58
か 行		
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。	12
権利擁護	障がいのある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。	5
高次脳機能障がい	交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。外見上ではわかりにくいと、周囲の理解が得られにくいと言われている。	23
強度行動障がい	食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出し等の本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続く等、周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。	23
さ 行		
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。	14
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。	14
就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と都道府県から事業を委託された法人が運営している。一般企業で働きたい障がいのある人等や障がいのある人の雇用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業への相談・支援を行っている。	11

用語	解説	ページ
さ 行		
重層的支援整備事業	介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。	53
情報アクセシビリティ	高齢の方や障害をもっておられる方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。	2
ジョブコーチ	障がいのある人が働く職場に出向いて、作業効率やコミュニケーションなどの課題を改善し、職場に円滑に適應するためのきめ細かな支援を行うもの。	27
身体障がい者手帳	身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障がい者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。	7
精神障がい者保健福祉手帳	障がいのある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を経由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。	8
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。	19
た 行		
地域活動支援センター	障がいのある人などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設。	21
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。	10

用語	解説	ページ
た 行		
地域包括ケアシステム	ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域での体制。	9
特別支援学校 （支援学校）	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。対象は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）。	43
な 行		
内部障がい	内部障がいとは、身体内部の臓器に何らかの障害があることを指し、具体的な種類については、身体障害者福祉法で定めるところの、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害、の計7障害である。	7
難病	原因が不明で治療法が確立していない希少な疾病であって、長期的な療養が必要な疾病を指す。	8
は 行		
発達障がい	発達障害者支援法で、『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。（第2条）と定義されている。	13
ピアサポート	障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。	13
ペアレントトレーニング （ペアトレ）	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。	56
ペアレントプログラム （ペアプロ）	「行動で考える／行動で観る」ことに特化し、保護者の認知的な枠組みを修正することを目指した簡易なプログラム。発達障がいやその傾向がある子どもを持つ保護者だけではなく、様々な悩みを持つ保護者に有効で、楽しく子育てをすることを支援するもの。	56
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。	13

用語	解説	ページ
や 行		
ユニバーサルシート	乳幼児等のおむつ交換のために設置するベビーシートとは異なり、大人も横になれる大型のシートのこと、車椅子等から乗り移りやすい高さに設置する。主に多目的トイレ内に設置され、障がいのある方のおむつ交換等に利用されるほか、高齢者や子ども連れの方など、多くの方が多目的に利用できる。	42
要約筆記	意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。	20
ら 行		
療育手帳	本人またはその保護者が居住地の福祉事務所に申請し、子ども家庭センターまたは知的障がい者更生相談所において知的障がいであるとの判定に基づいて都道府県知事（指定都市市長）により交付される。特別児童扶養手当の受給や税の減免などの諸制度の利用や、一貫した指導、相談、援護などを受ける際に活用される。	7

河内長野市第7期障がい福祉計画
河内長野市第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

<編集・発行>

河内長野市

(事務局：河内長野市 福祉部 障がい福祉課)

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 **0721-53-1111** (代表)

FAX **0721-52-4920**